

参議院大蔵委員会會議録第十四号

昭和二十七年二月十五日(金曜日)午後
三時九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼騷太郎君
理事 大矢半次郎君
伊藤 保平君
菊川 孝夫君

委員

黒田 英雄君
西川 甚五郎君
小宮山常吉君
田村 文吉君
波多野 鼎君
菊田 七平君
森 八三君

政府委員

大蔵政務次官 西村 直己君
大蔵省主税局長 平田敬一郎君
事務局側
常任委員 木村常次郎君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君
常任委員 小田 正義君

本日の會議に付した事件

○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○相続税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○砂糖消費税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○委員長(平沼騷太郎君) それでは第
十四回の大蔵委員会を開催いたしま
す。

所得税法の一部を改正する法律案、
法人税法の一部を改正する法律案、相
続税法の一部を改正する法律案、砂糖消
費税法の一部を改正する法律案、四案
とも予備審査であります。右の四案
について提案理由の説明を願います。

○政府委員(西村直己君) 只今議題と
なりました所得税法の一部を改正する
法律案は三法案についてその提案
の理由を説明いたします。

政府は国民の租税負担の状況に鑑
み、負担の軽減と調整を図るため、先
に臨時国会におきまして所得税法の臨
時特例に関する法律等につき御審議を
願つたのであります。今回この措置
を平年度化するのほかに、更に所得税
及び相続税について一層負担の軽減を
図ると共に、課税の簡素化と資本の蓄積
等に資することを目的として、ここに
関係法律案を提出いたしましたのであ
ります。

先ず所得税法の一部を改正する法律
案についてその大要を申し上げます。所
得税におきましては、基礎控除、扶養
控除及び税率につきまして、先に特例
法によつて実施した軽減措置を平年度
化することとしております。即ち、基
礎控除額は三万円から五万円に、扶養
控除額は一人一万五千円から三人まで
一人につき二万円に引上げ、又税率に
つきましては、最高税率の適用される
所得階級を百万円から二百万円に引上

げ、これに應じてそれぞれの税率階級
区分を緩和することとしたしました。

これにより所得税の負担は相当の軽減
となるのであります。特に申告納税
の所得者につきましては、控除及び税
率の改正が全年に亘つて適用される結
果、昭和二十六年に比し昭和二十七年
は更に一層の軽減となるのでありま
す。

例へば農業所得者の平均所得に近い
年十五万円の所得の夫婦三人の世帯
についてみれば、改正前の税額一万二
千五百円が改正により五千円となり、
七千五百円、即ち約六〇%の軽減とな
るのであります。特例法によつて計
算した二十六年分所得の税額に比して
も約四六%の軽減となつてゐるのであ
ります。又営業者の平均所得に近い年
三十万円の所得の夫婦及び三人の世
帯についてみても、改正前の五万九千
円の税額が四万二千五百円となり、二
九%軽減され、特例法による二十六年
分所得の税額に比しても約一八%の軽
減となるのであります。又不具者控
除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学
生控除につきましても、先の特例法と
同様の一萬五千円の所得控除を年四千
円の税額控除に改めることとしたしま
した。なお別に遺家族等の援護対策の一
環として、遺家族たる寡婦及び老年者
並びに傷痍軍人につきましては、これ
らの控除を六千円に引上げる等の措置
を講ずる予定であります。

このほか資本蓄積を促進する見地か
ら、生命保険料の控除限度額を二千元か

ら四千円に引上げることとしたしま
した。

又青色申告書の提出を助長するため
に、青色申告書を提出する納税義務者
については、所得計算上の特例とし
て、事業者がその事業にもつぱら従事
する親族に支拂つた給与額を年五万円
を限度として、事業所得の計算上、必
要経費に算入することとしておりま
す。

更に変動所得につきましては、その
負担の軽減と課税の簡素化を図るた
め、先ず退職所得につきましては、そ
の収入金額から十五万円の特別控除を
した後の半額に税率を適用して他の所
得と分離して課税するという特例法の
改正を平年度化することとし、次に山
林所得、譲渡所得、一時所得につきま
しては、その所得金額から十万円を控
除して課税することとし、又変動所得
の平均課税の適用を受けることのでき
る範囲及び一年限りの平均課税が認め
られる範囲を拡張することとしたしま
した。なお相続の場合の譲渡所得課税
は、行わないこととしてゐるのであり
ます。

次に源泉徴収制度につきましては、
新たに医師の社会保険に基く診療費
入、弁護士及び公認会計士等が法人か
ら受ける報酬並びに制限納税義務者が
支拂を受ける特許権使用料等に対して
源泉徴収を行うこととすると共に、従
来の源泉徴収税率二〇%のものを一五
%に引下げることと致しました。な
お源泉徴収税額が過納となつた場合に

おける還付の手續につきましては、そ
の簡易迅速を図るため特別の措置を
講ずる予定であります。

又租税協定の締結とも関連して、
制限納税義務者に対する課税所得の範
囲を拡張いたしました。このほか基礎
控除及び扶養控除によつて納税義務の
なくなる者については、申告を要しな
いこととする等簡素化と合理化を図
ることとしたのであります。

次に法人税法の一部を改正する法律
案について申し上げます。法人税につ
きましては、先に、法人収益の状況等
を考慮して、税率の引上げを行う一方、
価格変動準備金及び退職給與引当金の
損金算入並びに法人税の徴収猶予等の
制度を設けたのであります。今回は
更に、法人が他の法人から受ける利子
又は配当について源泉徴収された税額
を法人税額から控除しきれないとき
は、これを還付することとする。共
に、法人税の半額について三月間徴収
猶予する場合の利子税を月歩四銭から
二銭に引下げることとする等その合理
化を図ることとしたしました。

次に相続税法の一部を改正する法律
案について申し上げます。相続税につ
きましては、その負担の軽減合理化を図
ると共に、申告納付の期限を延長する等
の改正を行うこととしたしました。即
ち先ず、基礎控除額は十五万円から三
十万円に引上げ、税率につきまして
は、現在二十万円以下の金額に對する
二五%から最高五万円を超える金額
に對する九〇%となつてゐるのを二十

万円以下の金額に對する二〇%から最高一億円を超える金額に對する七〇%までの税率に引下げることとしたのである。これにより相続税の負担は著しく軽減されるのであり、配属者及び子供三人で相続する場合におきましては、被相続人の遺産が百五十万円の場合には、現在十二万八千円の税額となつておりましたが、改正案によれば殆んど課税せられないこととなり、又遺産が三百万円程度で、これを配偶者及び子供三人が相続する場合についてみれば、現在の税額四十九万円が二十四万円となり、約四八%減されることとなるのであります。

次に未成年者控除につきましては、未成年者が十八歳に達するまでの各一年につき現在一万円となつてゐるのを二万円に引上げることとした。更に相続人の死亡により保険金を受け取る場合の控除限度額は、これを十万円から二十万円に引上げ、また、被相続人の死亡により受け取る退職金につきましても、新たに二十万円を控除することとしたのであります。

なお、相続財産のうち不動産、立木等換価の困難な財産が半額以上あるときは、その延納期間を現在の五年から十年に延長することとしたほか、延納の場合の利子税を四銭から二銭に引き下げる等延納制度の合理化を図ることとしたのであります。

最後に、砂糖消費税法の一部を改正する法律案について申し上げます。砂糖につきましては、その小売価格に對する税負担の状況並びに、その配給及び価格の統制が本年四月以降廃止されること等にかんがみまして、別に關稅に

おきまして粗糖の税率を一〇%から二〇%に、精製糖の税率を二〇%から三五%にそれぞれ引上げることとしたしておりますが、砂糖消費税におきましては、白砂糖及び氷砂糖等に對する税率をおおむね七割方引上げることとしたのであります。なお、黒砂糖及び糖蜜等につきましては、その税率を現行のまゝ据え置くこととしたのであります。

以上、四法律案につきまして、その提出の理由と内容の概略を申し上げた次第であります。右に申し上げた措置によりまして、所得税に對する約千六億円、相続税に對する約千二百億円の減収となり、砂糖消費税に對する約千二百億円の増収が見込まれるのであります。なお、法人税におきましては、約四十八億円の増収が見込まれるのであります。なお、法人税におきましては、さきに実施いたしました税率の引上げ等による増減の結果差し引き約百九十一億円の増収となるのであります。以上を推算いたしました結果、税制改正の結果、二十七年年度におきましては、約七百五十八億円の減収と相成るのであります。

何とぞ御審議の上、速かに賛成せられるよう切望する次第であります。

○委員長(平沼彌太郎君) 次に右四案につき内容説明を聴取いたします。

○政府委員(平田敬一郎君) 税制の改正案につきまして、若干私から敷衍いたしまして御説明申し上げたいと思つております。

きまして、若干敷衍して御説明申し上げます。

先ず最初に方針につきまして若干敷衍して申し上げて見たいと思つております。今回の改正に當りましては先ず減税問題と申しますか、減税、増税といったような問題につきましては、大體基本的には次のように考へてゐるのであります。即ち所得税と相続税につきましては、この際できる限り減税を図る、但し所得税につきましては、前回の臨時特例として出しましたものを、今回前年度分に從つて執行することによつて減税する、そういう考へであります。相続税につきましては今回新たにできる限りの減税を図り、それから法人税につきましては、先般若干増税いたしました。これをそのまま維持する、間接税につきましては、今までは若干減税して参りました。が、今回は減税は行わない。で砂糖消費税につきましては統制の撤廃等と関連しまして若干引上げる、こういう大體基本的な考へ方でございます。

従いまして、なお一部間接税等につきましても減税の要望等がございまして、最近の財政状況等に顧みまして、この場合は差控えたほうが妥當ではないかという考へがございまして、酒税、物品税等の改正は行わないという考へ方でございます。

それから税の制度に對する考へ方といたしましては、二十五年年度に基本的な圍稅、地方税を通じまして改正を行なつた次第でございますが、この点につきまして根本的にいろいろ問題にすべき点がございまして、今回といたしましては、この税制の根幹を大きく変えるような改正は暫く見合せまして、もう少し慎重に検討した上で結論を下したかどうかという考へでございます。實情に即しないと思はれる点につきましては、できる限りの改正を行おうと、こういう考へ方で臨んだのでございます。従いまして富裕税をやめるかやめないかという問題、それから譲渡所得税を全部全廃したかどうかという議論がございまして、そういう問題、それから申告所得税につきまして、これまでの制度の根本にいろいろ改正を加えたらどうかという意見がございまして、この際は提案を見合せまして、なお将来の研究に委ねることとしたのでございます。そうしまして、できる限りこの際実情に合うよう資本の蓄積なり、いろいろの簡素化という趣旨で、必要な事項を改正して行こうというのが今回の改正に關する基本的な考へ方でございます。

以下この内容につきまして若干敷衍して申し上げますが、先ず所得税につきましては細目について申し上げますが、第一に制限納税義務者の課税の範圍を従来と比べて若干拡張して行こう。で従来も大體日本で支拂われる場合におきましては、この種の所得に對しても課税する場合が多かつたのでございまして、單に支拂うというだけではなくて、所得の発生が果して日本において発生したかどうかという点に主たる重点を置きまして、課税範圍をきめることにしたらどうかという考へ方です。従来は建前を若干変更いたしております。即ち國債、地方債、それから社債等は日本の國債、日本の地方債でありますれば支拂地の如何を問わ

ず課税しよう。それから社債等の場合も同様にした。それから預金の利子等につきましても、日本の銀行の支店に預金した場合におきましては、その預金者が外國に住んでゐる場合といへどもその利子に對して課税しよう、それから配当につきましては、日本に本店又は主たる事務所を有する法人の配当は全部課税することにしよう。なおその他この自由職業の所得であります。その勤務又は役務が日本において行われたかどうかによつてきめよう、で特許權の使用料等につきましても、外國の会社へ日本の会社の特許權の使用料を拂います場合においてはこの際課税しよう。その特許權の使用料は日本において発生した事業の所得の中から拂われる、こういう考へ方です。そのよる改正を行おうという趣旨であります。この点は最近の各國の立法令がおおむねやはりこのようになつておりました。近くアメリカとの間に二重課税の防止に關する條約を結ぶことを目下進めておられますが、その際の基本的な前提といたしまして、このような処置を講ずることになつたといふ考へておるのであります。而して大部分の場合には源泉で二%の税率で課税する、若干例外としまして、申告で納めても日本において発生した所得でありましたら、所得者の住居が日本にない場合といへども課税するといふ行き方がいひではないかといふことで改正を加へることになつておるのであります。それが第一点であります。

その次はこの相続等の場合の譲渡所得税の課税の問題でございますが、昭和二十五年年度の改正で相続が開始しま

した場合におきましては、先ずそのときの時価を評価しまして、譲渡したものと見なしまして譲渡所得税を課税し、その残りにその相続税を課税することにしたのであります。これは私ども理論的には確かにこれも一つの方法だと思ひますが、どうもやはり所得税と相続税と同時にあつて参りまして、実際に納税を困難ならしめる点がございますので、その際に課税するという事は見合せまして、あとで現実に相続人がその財産を処分したときに譲渡所得を課税することにしたらどうか。ただ今まででございますと、一ぺん評価しまして課税しますと、相続人のその財産の取得価格は相続税の評価額ということになるわけでありまして、今後は、旧の所有者が取得した値段を相続人が取得したものと見てあとで課税する、こういう方式に切替へよう、これはずつと昔からやつて来た方式でございます、前の方式に戻らうという考へでございます。で、相続人への遺贈によりまして譲渡した場合に、相続人に譲渡した場合はそのようにいたそう。普通の贈與の場合はこの際課税しないほうがよろうという建前でございします。

それからその次は非課税所得につきまして、若干検討の結果を得まして、公職選挙の候補者の選挙運動に關連しまして、法人から寄附を受けるような場合におきましては、これは選挙法に基きまして、届出する場合におきましては、税を課さないことにいたし、今までは個人の場合も同様な規定がございまして、相続税、つまり贈與税を課税しないという規定を設けていたのでございしますが、法人につきましても同様なことをやつたほうがよろしかろうというつもりでこの規定を追加いたすことにした次第でございします。

無制限納税義務者と申しますと、外国に勤務するものが外国で特別の勤務地手当等をもらう、こういう場合におきまして、日本に住所がございしますと、本当はその部分も総合して課税するわけでございしますが、これはどうも実際に即しない点がございますので、そういう部分は非課税にしよう、同時に官公吏の場合におきましては、住所は原則として日本にあるものと見まして、日本の税法で課税しよう、これは二重課税で相互にそのような協定を結ぶ考へでございますが、その際におきまして、外国で勤務するための特別の加俸そのものにつきましては、非課税にしたほうがいいのじやないかというつもりで非課税に入れようという趣旨でございします。

それからその次は扶養控除の引上げでございますが、これは前回臨時特例でございしましたのを平年度化する改正でございまして、変更はございしません。前回の特例をそのまま基本法に織り込むことにいたしましてやつた規定でございします。

課税標準の計算につきまして若干改正を加えておるのでございしますが、退職金につきましては、前回臨時特例でやりましたのと同じ趣旨で基本法に織り込むことにいたしております。即ち先ず収入金額から十五万円を控除しまして、残りの金額の半額を課税所得として、ほかの所得と分離して、税率を適用して税額を出すという方法によることといたしておるのであります、これは前回と同じであります。山林所

得、譲渡所得、一時所得、これらの所得につきまして、新たな課税の方法等につきまして問題になりますことは今申し上げた通りでございしますが、今回新たに従来の特別控除を行うことにしたかどうかということでありまして、で十萬円の特別控除を行いますと、この種の零細な取引の場合に一々小所得の問題を考へる必要がなくなつて、株式の譲渡所得につきましても全廢の議論も大分ございしますが、全廢するということになりますと、最初に申し上げましたように、税制の全体にも相当影響がございします、この問題はなお将来研究するということにいたしまして、差当り十萬円の特別控除を行う。十萬円の控除を行いますれば、普通の一般の投資家の株の売買の場合におきましても、大体譲渡所得の問題は大して問題にする必要はなからうということに相成るかと思ひます。仮に売値の三割ぐらひは利益があると仮定いたしますと、取引金額で三十萬円前後株を売買しましても、大体譲渡所得税の問題はなくなる。それで、損する場合もございします、三十萬円と申しますと、最近の時価から行きますと、三千株かそこいらになるかと思ひますが、三、四千株を一年株の売買をする程度でございしますれば、先ず通常の場合譲渡所得の問題がなくて済む。そうしますと、よほど一般の投資家に対していい影響を與えるのじやないか。ただ非常に大きな株で儲けたような場合におきましては、本全部非課税にするということとはこれはやはり勤務所得税の負担の均衡等から考へまして、税制の根本に触れる問題でございします、そういう問題は、将来に研究を見送りま

して、差当りこういう改正を行うという趣旨でございします。

山林所得につきましても十萬円の控除をいたしますので、山林所得に対する課税もよほど緩和されることに相成るかと思ひます。

それから次は青色申告者につきましての特例を新たに追加しようというのでございまして、これは従来事業所得の家族専従者の場合におきましては、一萬五千円の扶養家族の控除と同額の控除を認めていたものでございまして、給料を仮に拂ひましても、それを費用として差引くことを認めていたかつたのでございしますが、青色申告者の場合には、又給與等につきましても、記録がしつかり出て参りますことにもなりまして、妻と未成年の子供以外の専従者、つまり通常ならばほかの事業等に勤めるような人、そういう人が自分の家にいて一緒に働くというような場合におきましては、その人に対して給料を支拂をする場合に、それを経費として控除することを認めます。ただ實際問題として、なか／＼日本の現状でそういう場合におきまして、合理的な基準のきめ方はむずかしいので、やはり一応年額五萬圓を限度とすることにいたしております。五萬圓にいたしますと、給與を五萬圓以内において支拂ひましても、給與所得に対する給與控除が五萬圓ということになりますので、大体所得税もかからないというところに相成るわけでございしますから、これによりまして青色申告者の負担がよほど合理的に軽減される、と考へる次第でございします。

それからその次は基礎控除は三萬圓から五萬圓に引上げる、これは前回の改正と同様でございします。それから扶養控除も同様でございします。

それから生命保険につきましては、新たに二十六年から二千圓の控除を認めただのであります、これを四千圓に引上げよう。四千圓にいたしますと、大体十萬圓ぐらいの保険がその所得から控除できるかと存じます。これは今回の新しい措置でございします。

それからその次は不具者、老年者、寡婦等の不具者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、こういう控除は二十六年から設けたわけでございしますが、この点も従来の一萬五千圓の控除を廢して四千圓の税額控除と相成ります、これは前回申上げたと同様でございします。ただ、まだ法律案として提案いたしておりませんが、例の遺家族に該当します人の場合におきましては、四千圓を六千圓に引上げる予定でございします。これは遺家族の援護に關する法律案と同時にその附則で所得税の改正を行うようにいたしまして、進めて参りたいと考へておる次第でございします。

それからその次は税率につきましては、先ほど政務次官の提案理由にあつた通りでございします。ここで所得税の平年度化ということにつきましてちよつと敷衍して申上げてみたいと思ひます。所得税はそれ／＼基礎控除を三萬圓から五萬圓に引上げるわけでありまして、二十六年度分を通算しますと三萬八千圓になるのでございします。八月から実施するという前提で三萬八千圓になつておるわけでございします。従いまして勤勞所得のように毎月納める税金

それからその次は基礎控除は三萬圓から五萬圓に引上げる、これは前回の改正と同様でございします。それから扶養控除も同様でございします。

それから生命保険につきましては、新たに二十六年から二千圓の控除を認めただのであります、これを四千圓に引上げよう。四千圓にいたしますと、大体十萬圓ぐらいの保険がその所得から控除できるかと存じます。これは今回の新しい措置でございします。

それからその次は不具者、老年者、寡婦等の不具者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、こういう控除は二十六年から設けたわけでございしますが、この点も従来の一萬五千圓の控除を廢して四千圓の税額控除と相成ります、これは前回申上げたと同様でございします。ただ、まだ法律案として提案いたしておりませんが、例の遺家族に該当します人の場合におきましては、四千圓を六千圓に引上げる予定でございします。これは遺家族の援護に關する法律案と同時にその附則で所得税の改正を行うようにいたしまして、進めて参りたいと考へておる次第でございします。

の場合は、すでに五万円、扶養控除ならば三人まで二万円ということでは税額には出ておらず、この場合は新しく減税することにはなりません。併し申告所得税のように一年の税金を通算して納めるような場合におきましては、今回の平年度化によりまして二十七年は更に二十六年に比べまして一層の控除の引上げ及び税率の軽減になるものと見られます。つまり基礎控除でございますが、今申告して頂いております二十六年分は三万八千円の控除でありまして、来年の二月に申告してまいります場合はそれが五万円に引上げになります。扶養控除税率につきましては同様な結果になります。従いましてこの場合は実質的にも今回の平年度化によりまして、更に一層の減税になるものと見られます。給與所得の場合も年通算しますと全く同様な結果になるものと見られます。昨年の年末調整の税額は三万八千円の基礎控除で計算いたしておるのでございます。従いまして年末調整の際の免税額を比較して見ますと、二十六年に比べまして二十七年はやはり申告所得税の場合と同じような減税に相成るのでございます。そういう関係に相成りますことをよく諸々方々で聞かれますので、重ねて追加して御説明申し上げたいと思ひますが、それに關係いたしまして、二十六年度分の税額と二十七年度分の税額を事業所得の場合につきまして計算したのを印刷しました要綱のほうに附加してありますので、それによつて御覧願ひたいと思ひます。

それから次は変動所得の平均課税の問題でございますが、これは一つは負担を軽減するのとは他方におきましては成るべく簡易化しようという意味で改正を加へることにいたしております。即ち従来は変動所得がほかの所得に対して總所得の中で二五%以上の場合に限り平均課税を認めていたものであります。今回はその限度を少し下げまして二割以上の場合は認めることにいたしました。それから一年限り平均課税を認める範囲を拡張いたしました。従来は二十万円まで一年限りでありましたが、今回は五十万円まで一年限りで済ますことにしたい。但しこの漁獲所得とか原稿料の所得とか、そういう所得が主たる所得者である場合におきましては、やはり五十万円以下の場合といへども五カ年通算いたしませんと、ほかの人と著しく負担の不均衡を来たします。そこで、漁獲の所得、原稿料の所得が總所得の半分以上の場合は、これは五十万円以下の場合でもやはり五カ年平均課税を行うことにいたしております。そういう方法にいたしましたのであります。普通一般の場合の山林、譲渡、一時所得、或いは比較的少い原稿料の所得の場合は大体一年限り五分にして課税所得に入れてもらひまして、それに対する負担率を五割にしまして納めてもらへば、あとで五カ年間戻りを引いて計算しなくてもいいということに相成りまして、それに基きまして相当負担の緩和とそれから課税の簡素化ができるかと考えておる次第でございます。

それから簡易税額表の手続を受けるその範囲を従来は四十四万円にいたしておりましたが、今回は六十五万円まで拡張いたしております。これは簡易税額表で簡単に済ませようという趣旨でございます。

それから申告をする必要がある限度額につきまして、先ず一つは先ほど説明にもありましたが、基礎控除に更に扶養控除をすれば当然失格になる、こういう場合におきましても、従来は扶養控除の申請がなければ失格を認めないということになつていたのであります。今回は当然失格するような場合におきましては申請がなくても控除しよう、それによりまして一々低い所得者が申告の煩を避けますと同時に、役所におきましても簡素化を図ろうという趣旨であります。これはたしか臨時特例法で今年分につきましては、二十六年分につきましてはやり出した措置を来年度に恒久化しようという程度でございます。それから給與所得だけでありまして、ほかに所得が少い場合は、現在一万円以下の場合は申告を要しないことにいたしておりましたが、これを三万円以下、ほかの所得が三万円以下の場合でありますれば給與所得の源泉課税だけで済ませまして、申告を要しないことにいたしたい。但し各方面から源泉課税給與の支拂を受けます場合におきましてはもう少し条件を軽くいたしまして、今まで十五万円以下であつてほかの所得が一万円未満の場合に要しなかつたのを、今回は二十万円以下で三万円未満の場合は要しないことに變更しようという趣旨であります。それから事前承認、前年度実績で課税しなれてもいい範囲を若干追加し、又退職所得につきましては源泉で課税しますので予定申告等の必要がないというような改正も加えようという趣旨であります。

それから確定申告につきましても先ほど申し上げましたように、予定申告につきまして申上げましたと同じようなことができる限りの簡素化を図ろう、退職所得につきましても大部分源泉で済みますので、申告を要しないことになるのであります。ただ一カ年にあつちから退職所得をもらう場合におきましては、やはり確定申告の必要があるわけでございます。その必要なる限度額をそれ／＼の収入金額の合計額が三百万円を超える場合、それから最初に受けた退職所得の収入金額が七十五万円を超え、且つ退職所得の収入金額の合計額が百二十万円を超える、こういう場合に限りまして退職所得の所得者に確定申告で不足分を納めてもらふ。勿論納め過ぎのような場合は返す。これは、これ以下でも申告をしまして税金を返すということができるとでございます。これ以上の場合におきましては確定申告で納め足りなかつたものを合せて納めてもらうことになつております。

それから源泉課税につきましては、税率を若干調整いたしまして、原稿料等の税率は二〇%を一五%に引下げることにいたします。これは専門の文士等の場合におきまして、二〇%では所得税も大分軽減になりましたので、返す場合が多くなりましたから若干引下げようという趣旨であります。それから弁護士、公認会計士、税理士等が法人から受ける報酬並びに医師の社会保険診療から受ける報酬に對しまして一〇%で源泉課税を行う。それから証券投資信託に属する株式の配当に對しては源泉課税をしない。これは暫定法として前回このような改正をいたして頂いたのでありますが、これを恒久化しよう。それから退職所得につきましては、さつき申上げました通りでございます。それから制限納税義務者が受ける事業所得等につきましては、支拂地というよりも、日本で生じた場合におきましてはすべて日本で課税しようという点は先ほど御説明申し上げた通りであります。

それから審査の手続につきまして若干この際合理化を加へようという点がございまして、それは現在審査の請求はすべて税務署長を経由してなければならぬ。審査請求書を出せないことにはいたして再調査した場合には書類を留め置くという非難があります。これはやはり直接国税局長に審査の請求ができる、税務署長を経由しなくても審査の請求を出せるということに變更しようにいたしたのでございます。それから再調査を請求いたしましてから三月を経た後なお決定がない場合は、別段納税者が申出れば別ですが、そうでない場合は原則として審査の請求があつたときと審査に移そう。これも納税者の便宜になると解釈してそういうふうにしようというのでございます。

それから予定申告の場合の利子税額を若干徴収しない範囲を拡張する。それから今確定申告は五十万円以上公示いたしておりましたが、この公示の全額を百万円に引上げる。それから財産負債の明細表を現在七十七万円、所得七十七万円以上から提出を要することにいたしてありますが、これを百万円以上の場合に要するように改めることにいたしてあります。

以上が大体所得税の改正に関する点でございます。基本的な部分は今の説明でもわかりますように、大体前国

会におきまして臨時特例として御審議を願いましたことが大部分でありまして、その他の部分はいろいろも細目につきまして一層の合理化を図ろうというのが大部分でございますことを御承知おき願いたいと思います。

それから法人税につきましてはこれも前回の改正で十分盡くされたわけでございますが、今回は極く微細な改正にとどめておきたいのであります。

一に書いてあるのは極く細目の問題でありまして、法人の欠損金がありまして結果繰戻控除をするという場合に、申告書を出しましてから現在では五カ月たつてなお返さない場合に加算金を食つ付けて返すということにいたしておりますが、これも少し迅速を図るために三月をたちましてから加算金を食つ付けるということにいたしてあります。これは納税者の有利にしたのであります。

それから配当につきましては、源泉課税を行うことに前同からなつたのであります。配当と利子で取つた税額が納め過ぎになつた場合、これにつきましては返す措置を新らしく追加しようという趣旨であります。

それから、その次は利子税につきまして、例の三月間半額の徴収猶予という制度を前同設けたのであります。四銭の利子税はもう少し高きに過ぎるというきらいがありましたので、この場合に二銭に引下げることについていたしております。

あとは申告書の公示限度額の引上げ、審査の請求手続等はいずれも所得税に準じまして、それら改正を加えることにいたしてあります。

第六部

大蔵委員会会議録第十四号

昭和二十七年二月十五日【参議院】

次は相続税でございますが、相続税につきましてはこの際基礎控除の引上げと、それから税率の引下げによりまして相当大幅な軽減を行いたい。基礎控除は十五万円を三十万円までに引上げる。これは相続人の一人ごとにそれぞれ三十万円でございますので、相続人が四人ありますと百二十万円までからなくなると、こういうことに相成るかと思つて、相当これによりまして比較的少額の財産家の場合におきましては負担の緩和になると認められます。

それから税率につきましては、最低二五%を二〇%に引下げ、最高は五千萬円超、九〇%を一億超、七〇%と引下げることにいたしましたわけでありまして、非課税範囲につきましても、生命保険金は従来十萬円の控除を二十萬圓控除にし、又退職金につきましても、被相続人が死亡したことによりまして、保険金を相続人が受取つた場合におきましては、二十萬圓まで非課税にする。

それから公職の候補者が選挙運動に關しまして取得したものにつきましては、金銭は免税にいたしてあります。が、その他の財産上の利益も同様にする。それから未成年者の控除は先ほど説明がありました通り。

それから申告書の提出期限の四月を六月に延ばしたことも先ほど説明がありました通りであります。

それから延納期間につきましても現在の五年を十年に延ばす、但し不動産、立木など換価困難な財産の場合に限るのであります。同族会社の株等も

この換価困難の財産のうちに入れます。十年に延ばす考えであります。それから延納期間中の利子は四銭でありましたのをこれを二銭に引下げる。それから物納がありつた場合の利子税は、一定の物納があつたまでの利子税は課税しない。その他若干所得税、法人税に準じました改正をそれら行おうとするのでございます。細目でございまして、御説明は省略いたします。

最後に砂糖につきましては、先ほど提案理由の説明にもありましたが、増税を行おうというのでございまして、砂糖消費税におきましては、今百斤について千円の税率を千七百円に引上げる。但し黒砂糖に対する税率は据置くことにいたしてあります。そういたしますと、関税と加えて、大休千円強、一斤十円強の負担の増加になるかと思つて、現在御承知の通り自由販売と配給と両方ございまして、自由販売の砂糖は百十円をちよつと超えておるかと思つて、それら配給の値段は六十七、八円だと思つて、改正後におきましては大休八十円ぐらいの砂糖の値段になるだらう、それに対して砂糖の税が関税と消費税を両方入れてまして二十四円程度になりまして、小売価格の中で砂糖の税が関税と消費税と加えまして、大体三割程度の負担となる、この程度でございまして、先ず砂糖の負担としては適當ではないか、現在はずで自由販売することによりまして食糧の特別会計で約五十億圓ほど特別収入を得ておるのでございますが、これは一種の税に類するものでありますから、それが落ちる代りにこういう改正

によりまして関税、消費税で年間七十億圓増収になる。大体実質的には配給と自由販売と両方通じますと、国民の負担は大体とん／＼、現在と余りそう変わりはないことになるかと思つて、そういう点を含めまして砂糖につきまして改正を行おう、こういう考えであります。

甚だあれでございまして、一応御説明を終りたいと思つて、

○委員長(平沼騷太郎君) それでは本日これを以て委員会を閉じます。

午後三時五十二分散会

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、所得税法の一部を改正する法律案

一、法人税法の一部を改正する法律案

一、相続税法の一部を改正する法律案

一、砂糖消費税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法の一部を改正する法律案

所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第二号及び第三号を次のように改める。

二 国債、地方債又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する債券につき利子の支拂を受けるとき

三 この法律の施行地にある営業所に預入された預金(貯金その他これに準ずるものを含む。以下

下同じ)の利子又はこの法律の施行地にある営業所に信託された合同運用信託の利益の支拂を受けるとき

四 この法律の施行地に本店又は主たる事務所を有する法人から利益若しくは利息の配当、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配を受けるとき

五 この法律の施行地においてなした勤務又は役務の提供に因り俸給、給料、賞金、歳費、年金(郵便年金を除く。以下同じ)、恩給、賞與、退職給與若しくはこれらの性質を有する給與(年金、恩給、退職給與及びこれらの性質を有する給與について、その者がこの法律の施行地に住所又は一年以上居所を有した期間になした勤務に係るものに限る)又は役務の報酬の支拂を受けるとき

六 この法律の施行地において事業をなす者から工業所有権その他の技術に関する権利若しくはこれに準ずるもの又は著作権(映画フィルムの上映権を含む)の使用料で当該者のこの法律の施行地にある事業に係るものの支拂を受けるとき

七 この法律の施行地において事業をなす者に対する貸付金で当該者のこの法律の施行地にある事業に係るものの利子の支拂を受けるとき

八 前各号に規定する場合の外、資産をこの法律の施行地にある事業の用に供することに因りそ

の対価として支拂を受ける所得
その他のその源泉がこの法律の
施行地にある所得で命令で定め
るものを有するときは

同條第三項中「法人は、」を「この
法律の施行地に本店又は主たる事務
所を有する法人は、」に、「利息の配
当」を「利益若しくは利息の配当、剰
余金の分配（第五條に規定する利益
の配当又は剰余金の分配を除く。）」
に改め、同條第二項の次に次の一項
を加える。

国家公務員又は地方公務員で外
国において勤務する者（日本の国
籍を有しない者又は外国の国籍を
有する者を除く。）については、こ
の法律の施行地に住所を有するも
のとみなして、この法律を適用す
る。

同條に次の一項を加える。

この法律の施行地に本店又は主
たる事務所を有しない法人は、左
の各号に掲げる所得の支拂を受け
るときは、この法律により、所得
税を納める義務がある。

一 第二項第二号乃至第四号又は
第六号乃至第八号に規定する所
得

二 この法律の施行地にある不動
産、当該不動産の上に存する権
利又は採石権又は採石権の貸
付（地上権又は採石権の設定そ
の他他人をして不動産又はこれ
らの権利を使用せしめる一切の
場合を含む。）に因る所得
第二條第四項中「第三項」を「第
四項及び第五項」に改める。
第五條の二第二項中「相続、遺贈
又は贈與に因り」を「遺贈（相続人に

對する遺贈を除く。）又は贈與に因
り」、「相続、遺贈又は贈與の時」
を「遺贈又は贈與の時」に改め、同條
第二項を削る。

第六條第八号を次のように改め
る。

八 公職選挙法の適用を受ける選
挙に係る公職の候補者が選挙運
動に關し法人からの贈與に因り
取得した金銭、物品又はその他の
財産上の利益で同法第八十八
九條の規定による報告がなされ
たもの

九 第一條第一項の規定に該当す
る個人で外国において勤務する
ものの受ける給與のうち、当該
勤務に因りこの法律の施行地に
おいて勤務した場合に受けるべき
通常の給與に加算して受ける在
動手当その他のこれに類する特
別の手当で命令で定めるもの

第八條第一項中「總所得金額が一
万五千円」を「總所得金額及び退職所
得の金額の合計額が二万円」に改
め、同條第五項第二号中「總所得金
額」を「總所得金額及び退職所得の金
額の合計額」に改める。

第九條第一項各号列記以外の部分
中「左の各号に規定する所得につき
当該各号の規定により計算した金額
の合計金額（以下總所得金額とい
う。）による。」を「第六号を除く左の
各号に規定する所得については、当
該各号の規定により計算した金額
（第七号乃至第九号に規定する所得
については、当該各号の規定により
計算した金額（第二項の規定により
当該金額から控除すべき損失の金額
がある場合には控除後の金額）の合

計金額から十万円を控除した金額）
の合計金額（以下總所得金額とい
う。）により、第六号に規定する所得
については、同号の規定により計算
した金額による。」に改め、同項第六
号中「その十分の一・五に相当する
金額を控除した金額」を「十五万円
を控除した金額の十分の五に相当す
る金額」に改め、同項第九号中「一時
の所得」を「一時の所得のうち労務そ
の他の役務の対価たる性質を有しな
いもの」に改め、同條第二項を次の
ように改める。

前項の規定により總所得金額を
計算する場合において、山林所得
又は譲渡所得の計算上損失を生じ
たときは、これをまず他の同項第
七号乃至第九号に規定する所得の
金額から控除し、なお不足額があ
る場合において、これをこれらの
所得以外の所得（退職所得を除
く。）の金額から控除するものと
し、同項第二号乃至第四号及び第
十号に規定する所得の計算上損失
を生じたときは、これをまず他の
同項第一号乃至第五号及び第十号
に規定する所得の金額から控除
し、なお不足額がある場合におい
て、これを同項第七号乃至第九号
に規定する所得の金額（本項の規
定により当該金額から控除すべき
損失の金額がある場合には控除後
の金額）の合計額から十万円を控
除した金額（不足額がある場合に
は零とする。）から控除するものと
する。この場合において、なお控
除すべき損失の金額があるときは
は、当該金額又はその合計額を以
下純損失と總算する。

第九條の二第二項中「又は第二項」
を削り、「第十四條第二号」を「第十
四條第一項第二号」に改め、同條第
三項前段を次のように改める。

青色申告書の提出がない場合に
おいても、前年以前三年内の各年
に生じた純損失の金額のうち、当
該年に生じた第十四條第一項の規
定する変動所得の計算上の損失の
金額で前年以前において控除され
なかつた部分に相当する金額は、
前條の總所得金額の計算上これを
控除し、前年以前三年内の各年に
生じた第十四條の三の規定により
控除を認められる損失の金額で前
年以前において控除されなかつた
部分に相当する金額は、前條の總
所得金額又は退職所得の金額の計
算上これを控除する。

同項後段中「又は第二項」を削り、
「なお控除されない」を「前條の總所
得金額の計算上、なお控除されない」
に改める。

第十條第四項を次のように改め
る。

第九條第一項第七号又は第八号
の規定の適用については、相続又
は被相続人からの遺贈に因り取得
した同項第七号又は第八号に規定
する資産は、相続人が、引き続き
これを有していたものとみなし、
遺贈（被相続人からの遺贈を除
く。）又は贈與に因り取得した当該
資産は、受遺者又は受贈者が、遺
贈又は贈與の時において、その時
の価額により、取得したものとみ
なす。

第十一條の二 納税義務者と生計を
一にする配偶者その他の親族が、
当該納税義務者の経営する事業か
ら所得を受ける場合においては、
当該所得の収入金額に相当する金
額は、当該納税義務者の事業所得
の金額の計算上これを必要な経費
に算入せず、当該親族の当該所得
の金額の計算上必要な経費に算入
すべき金額は、当該納税義務者の
事業所得の金額の計算上必要な経
費に算入するものとする。この場
合において、当該親族の所得の金
額の計算については、当該事業か
ら受けた所得の収入金額及び当該
所得の金額の計算上必要な経費に
算入すべき金額は、いずれもない
ものとみなす。

前項の規定は、青色申告書を提
出する納税義務者と生計を一にす
る親族（当該納税義務者の配偶者
及びその年一月一日現在において
年齢十八歳未満である者を除く。）
で専ら当該納税義務者の経営する
事業に従事するものが当該事業か
ら支給を受ける給與の金額（その
額がその年を通じて五万円をこえ
る場合においては、五万円）につ
いては、これを適用しない。但
し、その給與の金額が、労務に従
事した期間、労務の提供の程度、
労務の性質並びに当該事業の種類
及び分量等に應じ通常受くべき給
與の金額に比して著しく多額と認
められるときは、その著しく多額
と認められる部分の金額について
は、この限りでない。

第十一條の三及び第十一條の四第
一項中「總所得金額の十分の一」を

「総所得金額及び退職所得の金額の合計額の十分の一」に、「総所得金額から控除する。」を「総所得金額又は退職所得の金額から控除する。」に改める。

第十一條の五中「二千円」を「四千元」に、「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改める。

第十一條の六中「一万五千元」を「二万円(扶養親族が三人をこえるときは、そのこえる者については、一人につき一万五千元)」に、「総所得金額」を「総所得金額又は退職所得の金額」に改める。

第十一條の七から第十一條の十までを削る。

第十二條第一項中「総所得金額を「総所得金額又は退職所得の金額」に、「三万円」を「五万円」に改め、同條第二項を削り、同條の次に次の一條を加える。

第十二條の二 前五條の規定の適用については、まず第十一條の三の規定による控除をなし、次に第十一條の四から前條までの規定による控除をなすものとし、これらの控除に当つては、まず総所得金額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額から控除するものとする。この場合において、第十四條の二第一項の規定の適用があるときは、当該不足額は、まずこれをその年分に係る特別所得金額の四分の一に相当する金額から控除し、次に退職所得の金額から控除するものとする。

第十三條を次のように改める。

第十三條 所得税は、前六條の規定による控除後の総所得金額(以下課税総所得金額という)又は当該控除後の退職所得の金額(以下課税退職所得金額という)を、それぞれ、左の各級に区分して、順次に各税率を適用して計算した金額の合計額により、これを課する。

八万円以下の金額	百分の二十
八万円をこえる金額	百分の二十
十二万円をこえる金額	百分の二十五
二十万円をこえる金額	百分の三十
三十万円をこえる金額	百分の三十五
五十万円をこえる金額	百分の四十
百万円をこえる金額	百分の四十五
二百万円をこえる金額	百分の五十
三百万円をこえる金額	百分の五十五

第十四條各号列記以外の部分中「退職所得、山林所得又は譲渡所得」を「山林所得、譲渡所得又は一時所得」に、「百分の二十五」を「百分の二十」に、「所得税」を「総所得金額に対する所得税に改め、「又は第二項」を削り、「同條第一項」を「同項」に改め、同條に次の一項を加える。

前項の場合において、漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬に因る所得並びに著作権の使用料に因る所得(以下甲種変動所得と総称する)の金額の合計額又は山林所得、譲渡所得及び一時所得以下乙種変動所得と総称する)の金額の合計額が、総所得金額の百分の二十以上であるときは、納税義務者の選択により、甲種変動所得又は乙種変動所得のみについて、同項の規定の適用を受けることができる。この場合においては、同項の規定の適用については、同項第一号及び第二号中「変動所得」とあるのは、それぞれの場合に依り「甲種変動所得」又は「乙種変動所得」とする。

第十四條の二第一項各号列記以外の部分中「前條」を「前條第一項」に、「その変動所得が漁獲から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬若しくは著作権の使用料に因る所得であるとき又はその他の変動所得の金額が二十万円をこえるとき」を「その年分の甲種変動所得の金額が五十万円をこえるとき若しくはその年分の総所得金額の百分の五十をこえるとき、又はその年分の乙種変動所得の金額が五十万円をこえるとき」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項第一号の特別所得金額並びに同項第三号及び第四号の税額の計算に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十五條中「課税総所得金額(第十四條第一項に改め、「又は第二項」を削り、「四十四万円以下」のものに課すべき所得税の税額(第十四條の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額)を、六十万円以下」のものに課すべき総所得金額(第十四條第一項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、同條第一号及び第十四條の二第一項第一号の税額、第十四條の二第一項の規定の適用がある場合においては、第二次調整所得金額)に對する所得税の税額」に、「第十四條第一号」を「第十四條第一項第一号」に改め、同條に次の二項を加える。

第一項第一号の規定に該當する個人に課すべき退職所得に對する所得税の税額は、退職所得の金額の計算上第九條の二第三項の規定による控除をなす場合及び退職所得の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなす場合を除く、第十三條の規定により計算した金額によらず、退職所得の収入金額に依り、別表第三に定める税額による。

退職所得の金額の計算上第九條の二第三項の規定による控除をなす場合又は退職所得の金額につき第十一條の三乃至第十二條の規定による控除をなす場合においては、第一條第一項の規定に該當する個人に課すべき退職所得に對する所得税の税額は、課税退職所得金額が六十五万円以下であるときは、第十三條の規定により計算した金額によらず、課税退職所得金額に依り、別表第一に定める税額による。

第十五條の二 一の者の総所得金額につき第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額(前條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額)を「その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額」に改め、同條但書を削り、同條を第十五條の六とし、第十五條の次に次の四條を加える。

第十五條の二 第一條第一項の規定に該當する個人に不具者である扶

養親族がある場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は前條の規定による所得税額から、不具者一人につき四千元を控除する。

第一條第一項の規定に該当する個人が不具者である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は前條の規定による所得税額から四千元を控除する。

第十五條の三 第一條第一項の規定に該当する個人が老年者である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千元を控除する。

第十五條の四 第一條第一項の規定に該当する個人が寡婦である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千元を控除する。

第十五條の五 第一條第一項の規定に該当する個人が勤労学生である場合には、その個人の第十三條乃至第十四條の二の規定により計算した所得税額又は第十五條の規定による所得税額から四千元を控除する。

第十六條の前に次の一條を加える。

第十五條の七 前五條の規定による控除は、まず総所得金額に対する所得税の税額から控除し、なお不足額がある場合において、これを退職所得の金額に対する所得税の

税額から控除するものとする。この場合において、控除すべき金額の合計額が、総所得金額に対する所得税の税額又は総所得金額に対する所得税の税額と退職所得の金額に対する所得税の税額との合計額をこえるときは、その控除すべき金額は、前五條の規定にかかわらず、当該税額又は当該合計額に相当する金額とする。

第十六條中「第十一條の三乃至第十四條の二の規定により計算した金額又は第十五條の規定による所得税額」を「第十三條乃至前條の規定により計算した所得税額」に、「第四十條又は第四十二條」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は第四十二條」に、「又は第二十六條の二の規定による損失申告書」を「第二十六條の二の規定による損失申告書又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書」に改める。

第十七條中「個人が、この法律の施行地において支拂を受ける利子所得、利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得、給與所得又は退職所得」を「個人の同項第二号に規定する所得、同項第三号の利子所得、同項第四号の配当所得若しくは同項第五号に規定する所得又は同項の規定に該当する個人で同項第一号の規定に該当しないものの同項第六号乃至第八号に規定する所得」に、「第五号及び第六号並びに第十三條乃至第十四條の二」を「第四号乃至第六号及び第十号並びに第十三條乃至第十五條」に、「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の

配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に改める。

第十八條中「法人が、」を「第一條第四項の規定に該当する法人が、」に、「又は利息の配当若しくは証券投資信託の収益の分配に因る配当所得」を「又は配当所得（第五條に規定する利益の配当又は剰余金の分配に因る所得を除く）」に、「無記名の公債及び社債の利子、無記名株式の利息の配当並びに」を「無記名債券の利子、無記名株式の配当及び」に、「金額」を「金額。以下本條において同じ。」に改め、同條に次の二項を加える。

第一條第五項の規定に該当する法人の同項各号に規定する所得については、第九條第一項第一号乃至第四号及び第十号並びに第十三條の規定にかかわらず、その支拂を受けるべき金額に対し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

第一條第四項及び第一項の規定は、信託会社がその引き受けた証券投資信託の信託財産に属する株式又は出資について利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配を受ける場合において、当該信託会社が、その利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配をなす者の備え付ける帳簿に、当該株式又は出資が当該信託財産に属する旨その他命令で定める事項の記載を受けたときは、当該株式又は出資についてその記載を受けている期間内に支拂を受けるべき利益若しくは利息の配当又は剰余金の分配に因る

配当所得については、これを適用しない。

第二十一條第一項各号列記以外の部分中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改め、同項第二号中「第十四條」を「第十四條第一項」に改め、「若しくは第二項」を削り、同項第三号中「第十三條の規定により計算した所得税額（第十五條の規定の適用がある場合においては、同條の規定による所得税額の見積額）」を「第十三條若しくは第十五條及び第十五條の二乃至第十五條の七の規定により計算した所得税額の見積額」を加え、同項第五号中「又は第二項」を削り、「同條第一項」を「同項」に、

「及び同項」を並びに同項及び第十五條の二乃至第十五條の七」に改め、同項第六号中「又は第四十二條」を「第四十二條第一項又は第四十五條の二」に改め、同項第九号中「第十五條の二」を「第十五條の二乃至第十五條の六」に改め、同條第二項第一号中「その年中における給與所得の収入金額が五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、且つ、その他の所得の金額が一万円」を「その他の所得の金額が三万円」に改め、同項第二号中「十五万円」を「二十万円」に、「乃至第十一條の十」を「及び第十一條の六」に、「一万円」

を「三万円」に改め、同項第三号を削り、同條第三項中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改める。

第二十一條の第二十二項中「退職所得、山林所得、譲渡所得若しくは一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」に改め、同條第十三項中「退職所得、山林所得、譲渡所得又は一時所得」を「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」に改める。

第二十二條第一項第一号及び第二号中「三万円」を「五万円」と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額」に改め、同條第二項中「第四項」を「第二項及び第四項」に、「同項」を「同條第四項」に改める。

第二十五條中「第十一條の十又は第十五條の二」を「第十一條の六又は第十五條の二乃至第十五條の六」に改める。

第二十六條第一項各号列記以外の部分中「三万円を超えるときは、」を「五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえるときは、総所得金額に対する所得税に關し、第一條第一項の規定に該当する個人は、その年中の支給に係る二以上の退職所得を有する場合において、当該退職所得の収入金額の合計額が三百万円をこえるとき又は当該合計額が三百万円以下であつても第三十八條の二第一項の規定により別表第三に定める税額の徴収を受けるべき退職所得の収入金額が七十五万円をこえ、且つ、退職所得の収入金額の合計額が百二十万円をこえるときは、退職所得の金額に対する所得

第一條第二項第一号の規定に該當しない個人が同項第五号の規定に該當する場合において、この法律の施行地外にある同号に規定

されているときは、当該退職所得の支拂をなす者（命令で定める者を除く。）は、その支拂の際、その支拂うべき金額に対し百分の二十の税率を適用して算出した税額の所

る個人に対して同項第六号乃至第八号に規定する所得若しくは同條第五項第二号に掲げる所得につき支拂をなす者は、その支拂の際、その支拂すべき金額に対し百分の

二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならぬ。

第一條第二項の規定に該当する個人の同項第二号乃至第八号若しくは同條第五項第二号に掲げる所得又は同項の規定に該当する法人の同項に規定する所得につきこの法律の施行地外において支拂がなされるときは、当該支拂に係る所得については、政令の定めるところにより、債券の発行若しくは法律の施行地にある営業所若しくは事業所における管理の責任者、この法律の施行地にある資産の利用者その他命令で定める者は、その支拂の確定した日の属する月の翌月十日までに、当該所得に對し百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を当該個人又は法人に代つて政府に納付しなければならぬ。

第四十二條第一項中「この法律」を「第一條第一項の規定に該当する個人に對し、この法律」に、「報酬又は料金を」と報酬又は料金を命令で定めるもの」に、「金額」を報酬又は料金の金額に、「二十」を「十五」に改め、同條第二項中「外交員、」を「映画及び演劇の俳優、映画監督、楽士、弁護士、税理士、公認会計士、職業野球の選手、外交員、」に、「これらの労働者に準ずる者」を「命令で定めるこれらに準ずる者で第一條第一項の規定に該当するもの」に、「又は料金を」と若しくは料金を給與所得に属するものを除く。に、「支拂をなす者」を「支拂をなす者（弁護士、税理士、公認会計士その他命令で定めるこれらに準ずる者）に對し支拂を

なす者については、法人に限る。）又は第一條第一項の規定に該当する個人に對し、社会保険診療報酬支拂基金法の規定により診療報酬の支拂をなす者」に改め、「支拂をなす者」の下に「命令で定める報酬、料金若しくは診療報酬について同一人に対し一回に支拂うべき金額が命令で定める金額に満たない場合を除く外、」を加え、「金額」を「報酬、料金又は診療報酬の金額」に改める。

第四十三條第一項及び第二項中「又は前二條」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は前條」に改める。

第四十六條第二項中「総所得金額」の下に「若しくは退職所得の金額」を加え、同條第五項中「又は第二項」を、「第二項又は第六項」に改める。

第四十六條の二第二項中「第十五條の二」を「第十五條の七」に改める。第四十九條第一項中「当該通知をなした税務署長を経由し、」を削り、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第三項第二号中「通知がなされず、且つ、再調査の請求をなした者が当該請求を審査の請求として取り扱うことを税務署長に申し出たときは、当該申出のあつた日」を「通知がなされなかつたときは、再調査の請求をなした者が当該期間内に別段の申出をなした場合を除く外、当該期間を経過した日」に改め、同條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同條第七項及び第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同條第九項中「第七項」を「第八項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

青色申告書（当該申告書と同時に提出した第三十六條第二項（同條第五項において準用する場合を含む。）の書類を含む。）に係る第四十六條第七項の規定による更正の通知を受けた者（前條第一項但書の規定に該当する者を除く。）は、当該通知に係る事項に對して異議があるときは、その選択により、再調査の請求をなす、前項の規定による審査の請求をなすことができる。

第五十一條第一項中「第五項」を「第六項」に改める。

第五十三條中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十四條第二項中「第三十八條第一項又は第四十條乃至」を「第三十八條第一項、第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。

第五十五條第一項第一号中「期間」の下に「（第三十一條の規定により納付すべき第二期分の所得税額のうち同條の規定により加算される金額に相當する税額については、当該納期限の翌日から確定申告書の提出期限までの期間を除く）」を加え、同條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第三十一條の規定により納付すべき第二期分の所得税額の一部を納付したときは、まず第三十條の規定により納付すべき第二期分の所得税額を納付したものとみなす。

第五十六條第一項中「又は第四十條乃至第四十二條の規定により」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項若しくは第四十二條の規定により」に、「徴収して納付すべき所得税を納付しなかつた場合又は第四十一條第二項の規定により所得税を納付す

る義務がある者が納付すべき所得税を納付しなかつた場合に改め、「第三十七條、第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。第五十七條第四項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、同條第五項及び第七項中「若しくは」を、「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。第五十七條の三及び第五十七條の四を削る。

第六十一條第一項第三号中「又は料金を」と、料金は診療報酬に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一條第二項第五号の役務の報酬、同項第六号の使用料、同項第七号の利子、同項第八号の所得又は同條第五項第二号に掲げる所得を同條第二項又は第五項の規定に該当する者に支拂う者

第六十二條第一項各号列記以外の部分中「給與支拂者」を「給與所得の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」に、「給與の支拂」を「給與所得又は退職所得の支拂」に改め、同項第二号中「第三十八條第一項」の下に、「第三十八條の二」を加える。

第六十二條の二第二項中「給與支拂者」を「給與所得の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」に、「給與の支拂」を「給與所得又は退職所得の支拂」に改める。

第六十九條の四「若しくは第二項」を、「第二項若しくは第六項」に改める。

第七十條第三号中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。

別表を次のように改める。

與所得又は退職所得の支拂に、「同項」を「第三十八條第一項、第三十八條の二」に改め、同條第二項中「給與支拂者」を「給與所得の支拂者又は第三十八條の二の規定に該当する退職所得の支拂者」に、「同項」を「第三十八條第一項、第三十八條の二」に改める。

第六十二條の三第一項中「七十万円」を「百万円」に改める。

第六十九條の二第二項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「これらの項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

第三十九條第四項の規定による申告書を提出しないで第三十八條の二第一項の規定により徴収せらるべき所得税を免れた者は、これを一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し又はこれを併科する。

第六十九條の三第一項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改め、「納付しなかつた者」の下に「及び第四十二條第二項の規定により納付すべき所得税を納付しなかつた者」を加え、同條第三項中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。

第六十九條の四「若しくは第二項」を、「第二項若しくは第六項」に改める。

第七十條第三号中「又は第四十條乃至」を「第三十八條の二、第四十條、第四十一條第一項又は」に改める。

別表を次のように改める。

別表第一 所得税の簡易税額表（第十五條第一項及び第三項の規定による所得税額表）

(一)

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)				(ロ)の(イ)に対する割合				課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)				(ロ)の(イ)に対する割合				課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)				(ロ)の(イ)に対する割合			
以上		未満		税額(ロ)		割合		以上		未満		税額(ロ)		割合		以上		未満		税額(ロ)		割合	
500円	500円	1,000円	100	20	20	50,000円	51,000円	10,000円	20	110,000円	112,000円	23,500円	21										
500	1,000	1,500	200	20	20	51,000	52,000	10,200	20	112,000	114,000	24,000	21										
1,000	1,500	2,000	300	20	20	52,000	53,000	10,400	20	114,000	116,000	24,500	21										
1,500	2,000	2,500	400	20	20	53,000	54,000	10,600	20	116,000	118,000	25,000	21										
2,000	2,500					54,000	55,000	10,800	20	118,000	120,000	25,500	21										
2,500	3,000	3,500	500	20	20	55,000	56,000	11,000	20	120,000	122,000	26,000	21										
3,000	3,500	4,000	600	20	20	56,000	57,000	11,200	20	122,000	124,000	26,600	21										
3,500	4,000	4,500	700	20	20	57,000	58,000	11,400	20	124,000	126,000	27,200	21										
4,000	4,500	5,000	800	20	20	58,000	59,000	11,600	20	126,000	128,000	27,800	22										
4,500	5,000		900	20	20	59,000	60,000	11,800	20	128,000	130,000	28,400	22										
5,000	6,000	7,000	1,000	20	20	60,000	61,000	12,000	20	130,000	132,000	29,000	22										
6,000	7,000	8,000	1,200	20	20	61,000	62,000	12,200	20	132,000	134,000	29,600	22										
7,000	8,000	9,000	1,400	20	20	62,000	63,000	12,400	20	134,000	136,000	30,200	22										
8,000	9,000	10,000	1,600	20	20	63,000	64,000	12,600	20	136,000	138,000	30,800	22										
9,000	10,000		1,800	20	20	64,000	65,000	12,800	20	138,000	140,000	31,400	22										
10,000	11,000	12,000	2,000	20	20	65,000	66,000	13,000	20	140,000	142,000	32,000	22										
11,000	12,000	13,000	2,200	20	20	66,000	67,000	13,200	20	142,000	144,000	32,600	22										
12,000	13,000	14,000	2,400	20	20	67,000	68,000	13,400	20	144,000	146,000	33,200	23										
13,000	14,000	15,000	2,600	20	20	68,000	69,000	13,600	20	146,000	148,000	33,800	23										
14,000	15,000		2,800	20	20	69,000	70,000	13,800	20	148,000	150,000	34,400	23										
15,000	16,000	17,000	3,000	20	20	70,000	71,000	14,000	20	150,000	152,000	35,000	23										
16,000	17,000	18,000	3,200	20	20	71,000	72,000	14,200	20	152,000	154,000	35,600	23										
17,000	18,000	19,000	3,400	20	20	72,000	73,000	14,400	20	154,000	156,000	36,200	23										
18,000	19,000	20,000	3,600	20	20	73,000	74,000	14,600	20	156,000	158,000	36,800	23										
19,000	20,000		3,800	20	20	74,000	75,000	14,800	20	158,000	160,000	37,400	23										
20,000	21,000	22,000	4,000	20	20	75,000	76,000	15,000	20	160,000	162,000	38,000	23										
21,000	22,000	23,000	4,200	20	20	76,000	77,000	15,200	20	162,000	164,000	38,600	23										
22,000	23,000	24,000	4,400	20	20	77,000	78,000	15,400	20	164,000	166,000	39,200	23										
23,000	24,000	25,000	4,600	20	20	78,000	79,000	15,600	20	166,000	168,000	39,800	23										
24,000	25,000		4,800	20	20	79,000	80,000	15,800	20	168,000	170,000	40,400	24										
25,000	26,000	27,000	5,000	20	20	80,000	81,000	16,000	20	170,000	172,000	41,000	24										
26,000	27,000	28,000	5,200	20	20	81,000	82,000	16,250	20	172,000	174,000	41,600	24										
27,000	28,000	29,000	5,400	20	20	82,000	83,000	16,500	20	174,000	176,000	42,200	24										
28,000	29,000	30,000	5,600	20	20	83,000	84,000	16,750	20	176,000	178,000	42,800	24										
29,000	30,000		5,800	20	20	84,000	85,000	17,000	20	178,000	180,000	43,400	24										
30,000	31,000	32,000	6,000	20	20	85,000	86,000	17,250	20	180,000	182,000	44,000	24										
31,000	32,000	33,000	6,200	20	20	86,000	87,000	17,500	20	182,000	184,000	44,600	24										
32,000	33,000	34,000	6,400	20	20	87,000	88,000	17,750	20	184,000	186,000	45,200	24										
33,000	34,000	35,000	6,600	20	20	88,000	89,000	18,000	20	186,000	188,000	45,800	24										
34,000	35,000		6,800	20	20	89,000	90,000	18,250	20	188,000	190,000	46,400	24										
35,000	36,000	37,000	7,000	20	20	90,000	91,000	18,500	20	190,000	192,000	47,000	24										
36,000	37,000	38,000	7,200	20	20	91,000	92,000	18,750	20	192,000	194,000	47,600	24										
37,000	38,000	39,000	7,400	20	20	92,000	93,000	19,000	20	194,000	196,000	48,200	24										
38,000	39,000	40,000	7,600	20	20	93,000	94,000	19,250	20	196,000	198,000	48,800	24										
39,000	40,000		7,800	20	20	94,000	95,000	19,500	20	198,000	200,000	49,400	24										
40,000	41,000	42,000	8,000	20	20	95,000	96,000	19,750	20	200,000	203,000	50,000	25										
41,000	42,000	43,000	8,200	20	20	96,000	97,000	20,000	20	203,000	206,000	51,050	25										
42,000	43,000	44,000	8,400	20	20	97,000	98,000	20,250	20	206,000	209,000	52,100	25										
43,000	44,000	45,000	8,600	20	20	98,000	99,000	20,500	20	209,000	212,000	53,150	25										
44,000	45,000		8,800	20	20	99,000	100,000	20,750	20	212,000	215,000	54,200	25										
45,000	46,000	47,000	9,000	20	20	100,000	102,000	21,000	21	215,000	218,000	55,250	25										
46,000	47,000	48,000	9,200	20	20	102,000	104,000	21,500	21	218,000	221,000	56,300	25										
47,000	48,000	49,000	9,400	20	20	104,000	106,000	22,000	21	221,000	224,000	57,350	25										
48,000	49,000	50,000	9,600	20	20	106,000	108,000	22,500	21	224,000	227,000	58,400	26										
49,000	50,000		9,800	20	20	108,000	110,000	23,000	21	227,000	230,000	59,450	26										

(二)

課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額、第二次調整所得金額又は課税退職所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
230,000	233,000	60,500	26	340,000	344,000	101,000	29	480,000	485,000	157,000	32
233,000	236,000	61,550	26	344,000	348,000	102,600	29	485,000	490,000	159,000	32
236,000	239,000	62,600	26	348,000	352,000	104,200	29	490,000	495,000	161,000	32
239,000	242,000	63,650	26	352,000	356,000	105,800	30	495,000	500,000	163,000	32
242,000	245,000	64,700	26	356,000	360,000	107,400	30	500,000	505,000	165,000	33
245,000	248,000	65,750	26	360,000	364,000	109,000	30	505,000	510,000	167,250	33
248,000	251,000	66,800	26	364,000	368,000	110,600	30	510,000	515,000	169,500	33
251,000	254,000	67,850	27	368,000	372,000	112,200	30	515,000	520,000	171,750	33
254,000	257,000	68,900	27	372,000	376,000	113,800	30	520,000	525,000	174,000	33
257,000	260,000	69,950	27	376,000	380,000	115,400	30	525,000	530,000	176,250	33
260,000	263,000	71,000	27	380,000	384,000	117,000	30	530,000	535,000	178,500	33
263,000	266,000	72,050	27	384,000	388,000	118,600	30	535,000	540,000	180,750	33
266,000	269,000	73,100	27	388,000	392,000	120,200	30	540,000	545,000	183,000	33
269,000	272,000	74,150	37	392,000	396,000	121,800	31	545,000	550,000	185,250	33
272,000	275,000	75,200	27	396,000	400,000	123,400	31	550,000	555,000	187,500	34
275,000	278,000	76,250	27	400,000	404,000	125,000	31	555,000	560,000	189,750	34
278,000	281,000	77,300	27	404,000	408,000	126,600	31	560,000	565,000	192,000	34
281,000	284,000	78,350	27	408,000	412,000	128,200	31	565,000	570,000	194,250	34
284,000	287,000	79,400	27	412,000	416,000	129,800	31	570,000	575,000	196,500	34
287,000	290,000	80,450	28	416,000	420,000	131,400	31	575,000	580,000	198,750	34
290,000	293,000	81,500	28	420,000	424,000	133,000	31	580,000	585,000	201,000	34
293,000	296,000	82,550	28	424,000	428,000	134,600	31	585,000	590,000	203,250	34
296,000	299,000	83,600	28	428,000	432,000	136,200	31	590,000	595,000	205,500	34
299,000	302,000	84,650	28	432,000	436,000	137,800	31	595,000	600,000	207,750	34
302,000	305,000	85,800	28	436,000	440,000	139,400	31	600,000	605,000	210,000	35
305,000	308,000	87,000	28	440,000	444,000	141,000	32	605,000	610,000	212,250	35
308,000	311,000	88,200	28	444,000	448,000	142,600	32	610,000	615,000	214,500	35
311,000	314,000	89,400	28	448,000	452,000	144,200	32	615,000	620,000	216,750	35
314,000	317,000	90,600	28	452,000	456,000	145,800	32	620,000	625,000	219,000	35
317,000	320,000	91,800	28	456,000	460,000	147,400	32	625,000	630,000	221,250	35
320,000	324,000	93,000	29	460,000	464,000	149,000	32	630,000	635,000	223,500	35
324,000	328,000	94,600	29	464,000	468,000	150,600	32	635,000	640,000	225,750	35
328,000	332,000	96,200	29	468,000	472,000	152,200	32	640,000	645,000	228,000	35
332,000	336,000	97,800	29	472,000	476,000	153,800	32	645,000	650,000	230,250	35
336,000	340,000	99,400	29	476,000	480,000	155,400	32	650,000円		232,500	35

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第十四條第一項第一号又は第十四條の二第一項第一号の規定により計算した金額をいい、課税退職所得金額とは、退職所得の金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表（一）

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	給与の金額 の17%に 当する金額 円
5,000	未 満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850
5,000	5,200	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	884
5,200	5,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	918
5,400	5,600	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
5,600	5,800	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	986
5,800	6,000	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,020
6,000	6,200	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,054
6,200	6,400	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,088
6,400	6,600	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,122
6,600	6,800	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,156
6,800	7,000	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
7,000	7,200	356	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,224
7,200	7,400	390	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,258
7,400	7,600	424	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,292
7,600	7,800	458	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,326
7,800	8,000	492	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,000	8,200	526	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,409
8,200	8,400	560	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,400	8,600	594	261	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,494
8,600	8,800	628	295	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
8,800	9,000	662	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,579
9,000	9,200	696	363	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,200	9,400	730	397	63	0	0	0	0	0	0	0	0	1,664
9,400	9,600	764	431	97	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
9,600	9,800	798	465	131	0	0	0	0	0	0	0	0	1,749
9,800	10,000	832	499	165	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,000	10,200	866	533	199	0	0	0	0	0	0	0	0	1,834
10,200	10,400	900	567	233	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,400	10,600	934	601	267	0	0	0	0	0	0	0	0	1,919
10,600	10,800	968	635	301	0	0	0	0	0	0	0	0	1,962
10,800	11,000	1,002	669	335	2	0	0	0	0	0	0	0	2,004
11,000	11,200	1,036	703	369	36	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,200	11,400	1,070	737	403	70	0	0	0	0	0	0	0	2,089
11,400	11,600	1,104	771	437	104	0	0	0	0	0	0	0	2,132
11,600	11,800	1,138	805	471	138	0	0	0	0	0	0	0	2,176
11,800	12,000	1,172	839	505	172	0	0	0	0	0	0	0	2,227
12,000	12,200	1,206	873	539	206	0	0	0	0	0	0	0	2,278
12,200	12,400	1,240	907	573	240	0	0	0	0	0	0	0	2,329
12,400	12,600	1,274	941	607	274	24	0	0	0	0	0	0	2,380
12,600	12,800	1,308	975	641	308	58	0	0	0	0	0	0	2,431
12,800	13,000	1,345	1,009	675	342	92	0	0	0	0	0	0	2,482
13,000	13,200	1,387	1,043	709	376	126	0	0	0	0	0	0	2,533
13,200	13,400	1,430	1,077	743	410	160	0	0	0	0	0	0	2,584
13,400	13,600	1,472	1,111	777	444	194	0	0	0	0	0	0	2,635
13,600	13,800	1,515	1,145	811	478	228	0	0	0	0	0	0	2,686
13,800	14,000	1,557	1,179	845	512	262	12	0	0	0	0	0	2,737
14,000	14,200	1,600	1,213	879	546	296	46	0	0	0	0	0	2,788
14,200	14,400	1,642	1,247	913	580	330	80	0	0	0	0	0	2,839
14,400	14,600	1,685	1,281	947	614	364	114	0	0	0	0	0	2,890
14,600	14,800	1,727	1,315	981	648	398	148	0	0	0	0	0	2,941
14,800	15,000	1,770	1,353	1,015	682	432	182	0	0	0	0	0	2,992
15,000	15,500	1,812	1,396	1,049	716	466	216	0	0	0	0	0	3,119
15,500	16,000	1,919	1,502	1,134	801	551	301	51	0	0	0	0	3,247
16,000	16,500	2,025	1,608	1,219	886	636	386	136	0	0	0	0	3,374
16,500	17,000	2,131	1,714	1,304	971	721	471	221	0	0	0	0	3,517
17,000	17,500	2,266	1,833	1,416	1,066	816	566	316	66	0	0	0	

イ 月 額 表 (二)

その月の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											額
17,500	18,000	2,416	1,958	1,541	1,166	916	666	416	166	0	0	0	3,667
18,000	18,500	2,566	2,083	1,666	1,266	1,016	766	516	266	16	0	0	3,817
18,500	19,000	2,716	2,216	1,791	1,375	1,116	866	616	366	116	0	0	3,967
19,000	19,500	2,866	2,366	1,916	1,500	1,216	966	716	466	216	0	0	4,117
19,500	20,000	3,016	2,516	2,041	1,625	1,316	1,066	816	566	316	66	0	4,284
20,000	20,500	3,166	2,666	2,166	1,750	1,437	1,166	916	666	416	166	0	4,459
20,500	21,000	3,316	2,816	2,316	1,875	1,562	1,266	1,016	766	516	266	16	4,634
21,000	21,500	3,466	2,966	2,466	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	366	116	4,809
21,500	22,000	3,616	3,116	2,616	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	466	216	4,984
22,000	22,500	3,766	3,266	2,766	2,266	1,937	1,625	1,316	1,066	816	536	316	5,159
22,500	23,000	3,916	3,416	2,916	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	666	416	5,334
23,000	23,500	4,066	3,566	3,066	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	766	516	5,509
23,500	24,000	4,225	3,716	3,216	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	5,684
24,000	24,500	4,400	3,866	3,366	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	5,859
24,500	25,000	4,575	4,016	3,516	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	1,066	816	6,034
25,000	25,500	4,750	4,166	3,666	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	6,209
25,500	26,000	4,925	4,342	3,816	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	6,384
26,000	26,500	5,100	4,517	3,966	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	6,559
26,500	27,000	5,275	4,692	4,116	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	6,734
27,000	27,500	5,450	4,867	4,283	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	6,909
27,500	28,000	5,625	5,042	4,458	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	7,084
28,000	28,500	5,800	5,217	4,633	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	7,259
28,500	29,000	5,975	5,392	4,808	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	7,434
29,000	29,500	6,150	5,567	4,983	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	7,609
29,500	30,000	6,325	5,742	5,158	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	7,784
30,000	30,500	6,500	5,917	5,333	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	7,959
30,500	31,000	6,675	6,092	5,508	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	8,134
31,000	31,500	6,850	6,267	5,683	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	8,309
31,500	32,000	7,025	6,442	5,858	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	8,484
32,000	32,500	7,217	6,617	6,033	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	8,659
32,500	33,000	7,417	6,792	6,208	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	8,834
33,000	33,500	7,617	6,967	6,383	5,800	5,362	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	9,009
33,500	34,000	7,817	7,150	6,558	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	9,184
34,000	34,500	8,017	7,350	6,733	6,150	5,712	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	9,359
34,500	35,000	8,217	7,550	6,908	6,325	5,887	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	9,534
35,000	36,000	8,417	7,750	7,083	6,500	6,062	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	9,709
36,000	37,000	8,617	7,950	7,283	6,650	6,212	5,775	5,337	4,925	4,487	4,066	3,691	9,884
37,000	38,000	8,817	8,150	7,483	6,800	6,362	5,925	5,487	5,050	4,612	4,225	3,841	10,059
38,000	39,000	9,017	8,350	7,683	6,950	6,512	6,075	5,637	5,191	4,750	4,312	3,916	10,234
39,000	40,000	9,217	8,550	7,883	7,100	6,662	6,225	5,787	5,341	4,900	4,487	4,066	10,409
40,000	41,000	9,417	8,750	8,083	7,250	6,812	6,375	5,937	5,491	5,050	4,612	4,225	10,584
41,000	42,000	9,617	8,950	8,283	7,400	6,962	6,525	6,087	5,641	5,200	4,750	4,312	10,759
42,000	43,000	9,817	9,150	8,483	7,550	7,112	6,675	6,237	5,791	5,350	4,900	4,487	10,934
43,000	44,000	10,017	9,350	8,683	7,700	7,262	6,825	6,387	5,941	5,500	5,050	4,612	11,109
44,000	45,000	10,217	9,550	8,883	7,850	7,412	6,975	6,537	6,091	5,650	5,200	4,750	11,284
45,000	46,000	10,417	9,750	9,083	8,000	7,562	7,125	6,687	6,241	5,800	5,350	4,900	11,459
46,000	47,000	10,617	9,950	9,283	8,150	7,712	7,275	6,837	6,391	5,950	5,500	5,050	11,634
47,000	48,000	10,817	10,150	9,483	8,300	7,862	7,425	6,987	6,541	6,091	5,650	5,200	11,809
48,000	49,000	11,017	10,350	9,683	8,450	8,012	7,575	7,137	6,691	6,250	5,800	5,350	11,984
49,000	50,000	11,217	10,550	9,883	8,600	8,162	7,725	7,287	6,841	6,400	5,950	5,500	12,159
50,000	51,000	11,417	10,750	10,083	8,750	8,312	7,875	7,437	6,991	6,550	6,100	5,650	12,334
51,000	52,000	11,617	10,950	10,283	8,900	8,462	8,025	7,587	7,141	6,700	6,250	5,800	12,509
52,000	53,000	11,817	11,150	10,483	9,050	8,612	8,175	7,737	7,291	6,850	6,400	5,950	12,684
53,000	54,000	12,017	11,350	10,683	9,200	8,762	8,325	7,887	7,441	6,991	6,550	6,100	12,859
54,000	55,000	12,217	11,550	10,883	9,350	8,912	8,475	8,037	7,591	7,141	6,700	6,250	13,034
55,000	56,000	12,417	11,750	11,083	9,500	9,062	8,625	8,187	7,741	7,291	6,850	6,400	13,209
56,000	57,000	12,617	11,950	11,283	9,650	9,212	8,775	8,337	7,891	7,441	6,991	6,550	13,384
57,000	58,000	12,817	12,150	11,483	9,800	9,362	8,925	8,487	8,041	7,591	7,141	6,700	13,559
58,000	59,000	13,017	12,350	11,683	9,950	9,512	9,075	8,637	8,191	7,741	7,291	6,850	13,734
59,000	60,000	13,217	12,550	11,883	10,100	9,662	9,225	8,787	8,341	7,891	7,441	6,991	13,909

イ 月 額 表 (三)

その月の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人		
以 上	未 満	税 額											額	
60,000	61,500	18,999	18,249	17,499	16,749	16,186	15,624	15,061	14,499	13,936	13,416	12,916	20,875	
61,500	63,000	19,674	18,924	18,174	17,424	16,861	16,299	15,736	15,174	14,611	14,049	13,516	21,550	
63,000	64,500	20,349	19,599	18,849	18,099	17,536	16,974	16,411	15,849	15,286	14,724	14,161	22,225	
64,500	66,000	21,024	20,274	19,524	18,774	18,211	17,649	17,086	16,524	15,961	15,399	14,836	22,900	
66,000	67,500	21,699	20,949	20,199	19,449	18,886	18,324	17,761	17,199	16,636	16,074	15,511	23,575	
67,500	69,000	22,374	21,624	20,874	20,124	19,561	18,999	18,436	17,874	17,311	16,749	16,186	24,250	
69,000	70,500	23,049	22,299	21,549	20,799	20,236	19,674	19,111	18,549	17,986	17,424	16,861	24,925	
70,500	72,000	23,724	22,974	22,224	21,474	20,911	20,349	19,786	19,224	18,661	18,099	17,536	25,600	
72,000	73,500	24,399	23,649	22,899	22,149	21,586	21,024	20,461	19,899	19,336	18,774	18,211	26,275	
73,500	75,000	25,074	24,324	23,574	22,824	22,261	21,699	21,136	20,574	20,011	19,449	18,886	26,950	
75,000	76,500	25,749	24,999	24,249	23,499	22,936	22,374	21,811	21,249	20,686	20,124	19,561	27,625	
76,500	78,000	26,424	25,674	24,924	24,174	23,611	23,049	22,486	21,924	21,361	20,799	20,236	28,300	
78,000	79,500	27,099	26,349	25,599	24,849	24,286	23,724	23,161	22,599	22,036	21,474	20,911	28,975	
79,500	81,000	27,774	27,024	26,274	25,524	24,961	24,399	23,836	23,274	22,711	22,149	21,586	29,650	
81,000	82,500	28,449	27,699	26,949	26,199	25,636	25,074	24,511	23,949	23,386	22,824	22,261	30,325	
82,500	84,000	29,124	28,374	27,624	26,874	26,311	25,749	25,186	24,624	24,061	23,499	22,936	31,000	
84,000	85,500	29,799	29,049	28,299	27,549	26,986	26,424	25,861	25,299	24,736	24,174	23,611	31,675	
85,500	87,000	30,474	29,724	28,974	28,224	27,661	27,099	26,536	25,974	25,411	24,849	24,286	32,350	
87,000	88,500	31,149	30,399	29,649	28,899	28,336	27,774	27,211	26,649	26,086	25,524	24,961	33,025	
88,500	90,000	31,824	31,074	30,324	29,574	29,011	28,449	27,886	27,324	26,761	26,199	25,636	33,700	
90,000	91,500	32,499	31,749	30,999	30,249	29,686	29,124	28,561	27,999	27,436	26,874	26,311	34,375	
91,500	93,000	33,174	32,424	31,674	30,924	30,361	29,799	29,236	28,674	28,111	27,549	26,986	35,050	
93,000	94,500	33,849	33,166	32,349	31,599	31,036	30,474	29,911	29,349	28,786	28,224	27,661	35,725	
94,500	96,000	34,749	33,916	33,082	32,274	31,711	31,149	30,586	30,024	29,461	28,899	28,336	36,383	
96,000	97,500	35,499	34,666	33,832	32,999	32,386	31,824	31,261	30,699	30,136	29,574	29,011	37,033	
97,500	99,000	36,249	35,416	34,582	33,749	33,124	32,499	31,936	31,374	30,811	30,249	29,686	37,683	
99,000	100,500	36,999	36,166	35,332	34,499	33,874	33,249	32,624	32,049	31,486	30,924	30,361	38,333	
100,500	102,000	37,749	36,916	36,082	35,249	34,624	33,999	33,374	32,749	32,181	31,599	31,036	39,083	
102,000	103,500	38,499	37,666	36,832	35,999	35,374	34,749	34,124	33,499	32,874	32,274	31,711	40,583	
103,500	105,000	39,249	38,416	37,582	36,749	36,124	35,499	34,874	34,249	33,624	32,999	32,386	41,333	
105,000 円		39,999	39,166	38,332	37,499	36,874	36,249	35,624	34,999	34,374	33,749	33,124	42,083	
105,000 円 を	105,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 105,000 円をこえる金額の 50% に相当												42,083 円に、給與の金額のうち 105,000 円をこえる金額の 50% に相当する金額を加算した金額	
こえる金額	する金額を加算した金額													
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額														—
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその月の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から 334 円を控除した金額														—

(備考 税額の求め方)

- (1) まずその者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた 該当欄との 交るところに 記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 334 円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

ロ 週 額 表（一）

その週の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	
以上	未満	税 額											給與の金額に 相当する額
1,160	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197
1,160	1,200	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204
1,200	1,250	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212
1,250	1,300	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221
1,300	1,350	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229
1,350	1,400	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
1,400	1,450	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238
1,450	1,500	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246
1,500	1,550	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	255
1,550	1,600	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	263
1,600	1,650	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272
1,650	1,700	85	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,700	1,750	94	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	289
1,750	1,800	102	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297
1,800	1,850	111	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306
1,850	1,900	119	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,900	1,950	128	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	325
1,950	2,000	136	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336
2,000	2,050	145	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,050	2,100	153	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	357
2,100	2,150	162	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,150	2,200	170	92	14	0	0	0	0	0	0	0	0	378
2,200	2,250	179	101	23	0	0	0	0	0	0	0	0	389
2,250	2,300	187	109	31	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,300	2,350	196	118	40	0	0	0	0	0	0	0	0	410
2,350	2,400	204	126	48	0	0	0	0	0	0	0	0	421
2,400	2,450	213	135	57	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,450	2,500	221	143	65	0	0	0	0	0	0	0	0	442
2,500	2,550	230	152	74	0	0	0	0	0	0	0	0	453
2,550	2,600	238	160	82	4	0	0	0	0	0	0	0	463
2,600	2,650	247	169	91	13	0	0	0	0	0	0	0	474
2,650	2,700	255	177	99	21	0	0	0	0	0	0	0	485
2,700	2,750	264	186	108	30	0	0	0	0	0	0	0	495
2,750	2,800	272	194	116	38	0	0	0	0	0	0	0	506
2,800	2,850	281	203	125	47	0	0	0	0	0	0	0	519
2,850	2,900	289	211	133	55	0	0	0	0	0	0	0	531
2,900	2,950	298	220	142	64	6	0	0	0	0	0	0	544
2,950	3,000	306	228	150	72	14	0	0	0	0	0	0	557
3,000	3,050	316	237	159	81	23	0	0	0	0	0	0	570
3,050	3,100	326	245	167	89	31	0	0	0	0	0	0	582
3,100	3,150	337	254	176	98	40	0	0	0	0	0	0	595
3,150	3,200	348	262	184	106	48	0	0	0	0	0	0	608
3,200	3,250	353	271	193	115	57	0	0	0	0	0	0	621
3,250	3,300	369	279	201	123	65	7	0	0	0	0	0	633
3,300	3,350	380	288	210	132	74	15	0	0	0	0	0	646
3,350	3,400	390	296	218	140	82	24	0	0	0	0	0	659
3,400	3,450	401	305	227	149	91	32	0	0	0	0	0	672
3,450	3,500	411	314	235	157	99	41	0	0	0	0	0	684
3,500	3,550	422	325	244	166	108	49	0	0	0	0	0	697
3,550	3,600	433	335	252	174	116	53	0	0	0	0	0	710
3,600	3,650	443	346	261	183	125	66	0	0	0	0	0	723
3,650	3,700	454	355	269	191	133	75	16	0	0	0	0	735
3,700	3,750	465	367	278	200	142	83	25	0	0	0	0	748
3,750	3,800	475	378	286	208	150	92	33	0	0	0	0	761
3,800	3,850	486	388	295	217	159	100	42	0	0	0	0	774
3,850	3,900	496	399	303	225	167	109	50	0	0	0	0	786

口 週 額 表 (二)

その週の 給与の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 第三十八條第五号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											額
3,900	3,950	507	410	312	234	176	117	59	1	0	0	0	799
3,950	4,000	522	422	325	244	186	127	69	11	0	0	0	814
4,000	4,100	537	435	337	254	196	137	79	21	0	0	0	829
4,100	4,200	567	460	362	274	216	157	99	41	0	0	0	859
4,200	4,300	597	485	387	294	236	177	119	61	2	0	0	889
4,300	4,400	627	510	412	315	256	197	139	81	22	0	0	919
4,400	4,500	657	540	437	340	276	217	159	101	42	0	0	949
4,500	4,600	687	570	462	365	296	237	179	121	62	4	0	981
4,600	4,700	717	600	487	390	317	257	199	141	82	24	0	1,016
4,700	4,800	747	630	513	415	342	277	219	161	102	44	0	1,051
4,800	4,900	777	660	543	440	367	297	239	181	122	64	5	1,080
4,900	5,000	807	690	573	465	392	319	259	201	142	84	25	1,121
5,000	5,100	837	720	603	490	417	344	279	221	162	104	45	1,156
5,100	5,200	867	750	633	516	442	369	299	241	182	124	65	1,191
5,200	5,300	897	780	663	546	467	394	321	261	202	144	85	1,226
5,300	5,400	927	810	693	576	492	419	346	281	222	164	105	1,261
5,400	5,500	957	840	723	606	519	444	371	301	242	184	125	1,296
5,500	5,600	991	870	753	636	549	469	396	323	262	204	145	1,331
5,600	5,700	1,026	900	783	666	579	494	421	348	282	224	165	1,366
5,700	5,800	1,061	930	813	696	609	521	446	373	302	244	185	1,401
5,800	5,900	1,096	960	843	726	639	551	471	398	325	264	205	1,436
5,900	6,000	1,131	994	873	756	669	581	496	423	350	284	225	1,471
6,000	6,100	1,166	1,029	903	786	699	611	524	448	375	304	245	1,506
6,100	6,200	1,201	1,064	933	816	729	641	554	473	400	327	265	1,541
6,200	6,300	1,236	1,099	963	846	759	671	584	498	425	352	285	1,576
6,300	6,400	1,271	1,134	998	876	789	701	614	526	450	377	305	1,611
6,400	6,500	1,306	1,169	1,033	906	819	731	644	556	475	402	329	1,646
6,500	6,600	1,341	1,204	1,068	936	849	761	674	586	500	427	354	1,685
6,600	6,700	1,376	1,239	1,103	966	879	791	704	616	528	452	379	1,725
6,700	6,800	1,411	1,274	1,138	1,001	909	821	734	646	558	477	404	1,765
6,800	6,900	1,446	1,309	1,173	1,036	939	851	764	676	588	502	429	1,805
6,900	7,000	1,481	1,344	1,208	1,071	969	881	794	706	618	531	454	1,845
7,000	7,100	1,516	1,379	1,243	1,106	1,004	911	824	736	648	561	479	1,885
7,100	7,200	1,551	1,414	1,278	1,141	1,039	941	854	766	678	591	504	1,925
7,200	7,300	1,586	1,449	1,313	1,176	1,074	971	884	796	708	621	533	1,965
7,300	7,400	1,621	1,484	1,348	1,211	1,109	1,007	914	826	738	651	563	2,005
7,400	7,500	1,656	1,519	1,383	1,246	1,144	1,042	944	856	768	681	593	2,045
7,500	7,600	1,696	1,554	1,418	1,281	1,179	1,077	974	886	798	711	623	2,085
7,600	7,700	1,736	1,589	1,453	1,316	1,214	1,112	1,009	916	828	741	653	2,125
7,700	7,800	1,776	1,624	1,488	1,351	1,249	1,147	1,044	946	858	771	683	2,165
7,800	7,900	1,816	1,660	1,523	1,386	1,284	1,182	1,079	977	888	801	713	2,205
7,900	8,000	1,856	1,700	1,558	1,421	1,319	1,217	1,114	1,012	918	831	743	2,245
8,000	8,250	1,896	1,740	1,593	1,456	1,354	1,252	1,149	1,047	948	861	773	2,285
8,250	8,500	1,996	1,840	1,684	1,544	1,441	1,339	1,237	1,135	1,033	936	848	2,385
8,500	8,750	2,096	1,940	1,784	1,631	1,529	1,427	1,324	1,222	1,120	1,018	923	2,485
8,750	9,000	2,196	2,040	1,884	1,728	1,616	1,514	1,412	1,310	1,208	1,105	1,003	2,585
9,000	9,250	2,296	2,140	1,984	1,828	1,711	1,602	1,499	1,397	1,295	1,193	1,091	2,685
9,250	9,500	2,396	2,240	2,084	1,928	1,811	1,694	1,587	1,485	1,383	1,280	1,178	2,785
9,500	9,750	2,496	2,340	2,184	2,028	1,911	1,794	1,677	1,572	1,470	1,368	1,266	2,885
9,750	10,000	2,596	2,440	2,284	2,128	2,011	1,894	1,777	1,661	1,558	1,455	1,353	2,985
10,000	10,250	2,696	2,540	2,384	2,228	2,111	1,994	1,877	1,761	1,645	1,543	1,441	3,085
10,250	10,500	2,796	2,640	2,484	2,328	2,211	2,094	1,977	1,861	1,744	1,630	1,528	3,185
10,500	10,750	2,896	2,740	2,584	2,428	2,311	2,194	2,077	1,961	1,844	1,727	1,616	3,285
10,750	11,000	2,996	2,840	2,684	2,528	2,411	2,294	2,177	2,061	1,944	1,827	1,710	3,407
11,000	11,250	3,096	2,940	2,784	2,628	2,511	2,394	2,277	2,161	2,044	1,927	1,810	3,520
11,250	11,500	3,196	3,040	2,884	2,728	2,611	2,494	2,377	2,261	2,144	2,027	1,910	3,632
11,500	11,750	3,307	3,140	2,984	2,828	2,711	2,594	2,477	2,361	2,244	2,127	2,010	3,745
11,750	12,000	3,419	3,244	3,084	2,928	2,811	2,694	2,577	2,461	2,344	2,227	2,110	3,857
12,000	12,250	3,532	3,356	3,184	3,028	2,911	2,794	2,677	2,561	2,444	2,327	2,210	3,970
12,250	12,500	3,644	3,469	3,293	3,138	3,011	2,894	2,777	2,661	2,544	2,427	2,310	4,082

口 週 額 表 (三)

その週の 給與の金額		第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三 十八條 第五項 の規定 による 税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以 上	未 満	税 額										税 額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
12,500	12,750	3,757	3,581	3,406	3,230	3,111	2,994	2,877	2,761	2,644	2,527	2,410	4,196
12,750	13,000	3,869	3,694	3,518	3,343	3,211	3,094	2,977	2,861	2,744	2,627	2,510	4,307
13,000	13,250	3,982	3,806	3,631	3,455	3,321	3,194	3,077	2,961	2,844	2,727	2,610	4,420
13,250	13,500	4,094	3,919	3,743	3,568	3,436	3,305	3,177	3,061	2,944	2,827	2,710	4,532
13,500	13,750	4,207	4,031	3,856	3,680	3,549	3,418	3,286	3,161	3,044	2,927	2,810	4,645
13,750	14,000	4,319	4,144	3,968	3,793	3,661	3,530	3,399	3,267	3,144	3,027	2,910	4,757
14,000	14,250	4,432	4,256	4,081	3,905	3,774	3,643	3,511	3,380	3,248	3,127	3,010	4,870
14,250	14,500	4,544	4,369	4,193	4,018	3,886	3,755	3,624	3,492	3,361	3,229	3,110	4,982
14,500	14,750	4,657	4,481	4,306	4,130	3,999	3,868	3,736	3,605	3,473	3,342	3,211	5,095
14,750	15,000	4,769	4,594	4,418	4,243	4,111	3,980	3,849	3,717	3,586	3,454	3,323	5,209
15,000	15,300	4,882	4,706	4,531	4,355	4,224	4,093	3,961	3,830	3,698	3,567	3,436	5,320
15,300	15,600	5,017	4,841	4,666	4,490	4,359	4,228	4,096	3,965	3,833	3,702	3,571	5,455
15,600	15,900	5,152	4,976	4,801	4,625	4,494	4,363	4,231	4,100	3,968	3,837	3,706	5,590
15,900	16,200	5,287	5,111	4,936	4,760	4,629	4,498	4,366	4,235	4,103	3,972	3,841	5,725
16,200	16,500	5,422	5,246	5,071	4,895	4,764	4,633	4,501	4,370	4,238	4,107	3,976	5,860
16,500	16,800	5,557	5,381	5,206	5,030	4,899	4,768	4,636	4,505	4,373	4,242	4,111	5,995
16,800	17,100	5,692	5,516	5,341	5,165	5,034	4,903	4,771	4,640	4,508	4,377	4,246	6,130
17,100	17,400	5,827	5,651	5,476	5,300	5,169	5,038	4,906	4,775	4,643	4,512	4,381	6,265
17,400	17,700	5,962	5,786	5,611	5,435	5,304	5,173	5,041	4,910	4,778	4,647	4,516	6,400
17,700	18,000	6,097	5,921	5,746	5,570	5,439	5,308	5,176	5,045	4,913	4,782	4,651	6,535
18,000	18,300	6,232	6,056	5,881	5,705	5,574	5,443	5,311	5,180	5,048	4,917	4,786	6,670
18,300	18,600	6,367	6,191	6,016	5,840	5,709	5,578	5,446	5,315	5,183	5,052	4,921	6,805
18,600	18,900	6,502	6,326	6,151	5,975	5,844	5,713	5,581	5,450	5,318	5,187	5,056	6,940
18,900	19,200	6,637	6,461	6,286	6,110	5,979	5,848	5,716	5,585	5,453	5,322	5,191	7,075
19,200	19,500	6,772	6,596	6,421	6,245	6,114	5,983	5,851	5,720	5,588	5,457	5,326	7,210
19,500	19,800	6,907	6,731	6,556	6,380	6,249	6,118	5,986	5,855	5,723	5,592	5,461	7,345
19,800	20,100	7,042	6,866	6,691	6,515	6,384	6,253	6,121	5,990	5,858	5,727	5,596	7,480
20,100	20,400	7,177	7,001	6,826	6,650	6,519	6,388	6,256	6,125	5,993	5,862	5,731	7,619
20,400	20,700	7,312	7,136	6,961	6,785	6,654	6,523	6,391	6,260	6,128	5,997	5,866	7,769
20,700	21,000	7,447	7,271	7,096	6,920	6,789	6,658	6,526	6,395	6,263	6,132	6,001	7,919
21,000	21,300	7,582	7,406	7,231	7,055	6,924	6,793	6,661	6,530	6,398	6,267	6,136	8,069
21,300	21,600	7,717	7,541	7,366	7,190	7,059	6,928	6,796	6,665	6,533	6,402	6,271	8,219
21,600	21,900	7,852	7,677	7,501	7,325	7,194	7,063	6,931	6,800	6,668	6,537	6,406	8,369
21,900	22,200	7,987	7,811	7,636	7,460	7,329	7,198	7,066	6,935	6,803	6,672	6,541	8,519
22,200	22,500	8,122	7,946	7,771	7,595	7,464	7,333	7,201	7,070	6,938	6,807	6,676	8,669
22,500	22,800	8,257	8,081	7,906	7,730	7,599	7,468	7,336	7,205	7,073	6,942	6,811	8,819
22,800	23,100	8,392	8,216	8,041	7,865	7,734	7,603	7,471	7,340	7,208	7,077	6,946	8,969
23,100	23,400	8,527	8,351	8,176	8,000	7,869	7,738	7,606	7,475	7,343	7,212	7,081	9,119
23,400	23,700	8,662	8,486	8,311	8,135	8,004	7,873	7,741	7,610	7,478	7,347	7,216	9,269
23,700	24,000	8,797	8,621	8,446	8,270	8,139	8,008	7,876	7,745	7,613	7,482	7,351	9,419
24,000	24,300	8,932	8,756	8,581	8,405	8,274	8,143	8,011	7,880	7,748	7,617	7,486	9,569
24,300	24,600	9,067	8,891	8,716	8,540	8,409	8,278	8,146	8,015	7,883	7,752	7,621	9,719
24,600	24,900	9,202	9,026	8,851	8,675	8,544	8,413	8,281	8,150	8,018	7,887	7,756	9,869
24,900	25,200	9,337	9,161	8,986	8,810	8,679	8,548	8,416	8,285	8,153	8,022	7,891	10,019
25,200	25,500	9,472	9,296	9,121	8,945	8,814	8,683	8,551	8,420	8,288	8,157	8,026	10,169
25,500 円		9,607	9,431	9,256	9,080	8,949	8,818	8,686	8,555	8,423	8,292	8,161	10,319
25,500 円 を こえる金額		25,500 円の場合の税額に、給與の金額のうち 25,500 円をこえる金額の 50%に相当する金額を加算した金額										10,319 円に、 給與の金額の うち 25,500 円 をこえる金額 の 50%に相当 する金額を加 算した金額	
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額													
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその週の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から 78 円を控除した金額													

(備考 税額の求め方)

- まずその者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 78 円を控除した金額)が、その求める税額である。
- 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（第三十八條第一項第一号、第五号
及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

ハ 日 額 表（一）

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	丙 第三十八條第一項第一号の規定による税額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以 上	未 満	税 額												
170円未満	170	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
170	180	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
180	190	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
190	200	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
200	210	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
210	220	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
220	230	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
230	240	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
240	250	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
250	260	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
260	270	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
270	280	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
280	290	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
290	300	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
300	310	23	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
310	320	24	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
320	330	26	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
330	340	28	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
340	350	30	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
350	360	31	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
360	370	33	22	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
370	380	35	23	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
380	390	36	25	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
390	400	38	27	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	410	40	29	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0
410	420	41	30	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
420	430	43	32	21	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0
430	440	45	34	22	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0
440	450	47	35	24	13	5	0	0	0	0	0	0	0	0
450	460	49	37	26	15	6	0	0	0	0	0	0	0	0
460	470	52	39	28	16	8	0	0	0	0	0	0	0	0
470	480	54	40	29	18	10	1	0	0	0	0	0	0	0
480	490	56	42	31	20	11	3	0	0	0	0	0	0	0
490	500	58	44	33	21	13	5	0	0	0	0	0	0	0
500	510	60	46	34	23	15	6	0	0	0	0	0	0	0
510	520	62	48	36	25	16	8	0	0	0	0	0	0	0
520	530	64	50	38	27	18	10	1	0	0	0	0	0	0
530	540	66	52	39	28	20	11	3	0	0	0	0	0	0
540	550	69	55	41	30	22	13	5	0	0	0	0	0	0
550	570	71	57	43	32	23	15	6	0	0	0	0	0	0
570	590	76	61	47	35	27	19	10	2	0	0	0	0	0
590	610	82	66	52	39	31	23	14	6	0	0	0	0	0
610	630	88	71	57	43	35	27	18	10	1	0	0	0	0
630	650	94	77	62	48	39	31	22	14	5	0	0	0	0
650	670	100	83	67	53	43	35	26	18	9	1	0	0	0
670	690	106	89	72	58	48	39	30	22	13	5	0	0	0
690	710	112	95	78	63	53	43	34	26	17	9	1	0	0
710	730	118	101	84	68	58	47	38	30	21	13	5	0	0
730	750	124	107	90	73	63	52	42	34	25	17	9	0	0
750	770	130	113	96	79	68	57	47	38	29	21	13	0	0
770	790	136	119	102	85	73	62	52	42	33	25	17	0	0
790	810	142	125	108	91	79	67	57	46	37	29	21	0	0
810	830	149	131	114	97	85	72	62	51	41	33	25	0	0
830	850	156	137	120	103	91	78	67	56	46	37	29	0	0
850	870	163	143	126	109	97	84	72	61	51	41	33	0	0

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第五号の規定による税額	丙 第三十八條第六号の規定による税額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以 上	未 満	税 額												
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
870	890	170	150	132	115	103	90	77	66	56	45	37	219	68
890	910	177	157	138	121	109	96	83	71	61	50	41	226	73
910	930	184	164	145	127	115	102	89	77	66	55	45	233	78
930	950	191	171	152	133	121	108	95	83	71	60	50	240	83
950	970	198	178	159	139	127	114	101	89	76	65	55	248	88
970	990	205	185	166	146	133	120	107	95	82	70	60	256	93
990	1,010	212	192	173	153	138	126	113	101	88	76	65	264	98
1,010	1,030	219	199	180	160	145	132	119	107	94	82	70	272	104
1,030	1,050	226	206	187	167	152	138	125	113	100	88	75	280	110
1,050	1,070	233	213	194	174	159	145	131	119	106	94	81	288	116
1,070	1,090	240	220	201	181	166	152	137	125	112	100	87	296	122
1,090	1,110	248	227	208	188	173	159	144	131	118	106	93	304	128
1,110	1,130	256	234	215	195	180	166	151	137	124	112	99	312	134
1,130	1,150	264	242	222	202	187	173	158	143	130	118	105	320	140
1,150	1,180	272	250	229	209	194	180	165	150	136	124	111	328	146
1,180	1,210	284	262	240	220	205	190	176	161	146	133	120	340	155
1,210	1,240	296	274	252	230	215	201	186	171	157	142	129	352	164
1,240	1,270	308	286	264	241	226	211	197	182	167	152	138	364	173
1,270	1,300	320	298	276	253	236	222	207	192	178	163	148	376	182
1,300	1,330	332	310	288	265	248	232	218	203	188	173	159	388	191
1,330	1,360	344	322	300	277	260	244	228	213	199	184	169	400	202
1,360	1,390	356	334	312	289	272	256	239	224	209	194	180	412	212
1,390	1,420	368	346	324	301	284	268	251	234	220	205	190	424	223
1,420	1,450	380	358	336	313	296	280	263	246	230	215	201	436	233
1,450	1,480	392	370	348	325	308	292	275	258	241	226	211	448	244
1,480	1,510	404	382	360	337	320	304	287	270	253	236	222	460	254
1,510	1,540	416	394	372	349	332	316	299	282	265	248	232	473	265
1,540	1,570	428	406	384	361	344	328	311	294	277	260	244	487	275
1,570	1,600	440	418	396	373	356	340	323	306	289	272	256	500	286
1,600	1,630	452	430	408	385	368	352	335	318	301	284	268	514	296
1,630	1,660	465	442	420	397	380	364	347	330	313	296	280	527	307
1,660	1,690	478	454	432	409	392	376	359	342	325	308	292	541	317
1,690	1,720	492	466	444	421	404	388	371	354	337	320	304	554	329
1,720	1,750	505	480	456	433	416	400	383	366	349	332	316	568	341
1,750	1,800	519	493	468	445	428	412	395	378	361	344	328	581	353
1,800	1,850	541	516	491	466	448	432	415	398	381	364	348	604	373
1,850	1,900	564	538	513	488	469	452	435	418	401	384	368	626	393
1,900	1,950	586	561	536	511	492	473	455	438	421	404	388	649	413
1,950	2,000	609	583	558	533	514	495	476	457	441	424	408	671	433
2,000	2,050	631	606	581	556	537	518	499	480	461	444	428	694	453
2,050	2,100	654	628	603	578	559	540	521	502	484	465	448	716	473
2,100	2,150	676	651	626	601	582	563	544	525	506	487	468	739	493
2,150	2,200	699	673	648	623	604	585	566	547	529	510	491	761	513
2,200	2,250	721	696	671	646	627	608	589	570	551	532	513	784	533
2,250	2,300	744	718	693	668	649	630	611	592	574	555	536	806	553
2,300	2,350	766	741	716	691	672	653	634	615	596	577	558	829	573
2,350	2,400	789	763	738	713	694	675	656	637	619	600	581	851	593
2,400	2,450	811	786	761	736	717	698	679	660	641	622	603	874	613
2,450	2,500	834	808	783	758	739	720	701	682	664	645	626	896	634
2,500	2,550	856	831	806	781	762	743	724	705	686	667	648	919	656
2,550	2,600	879	853	828	803	784	765	746	727	709	690	671	941	679
2,600	2,650	901	876	851	826	807	788	769	750	731	712	693	964	701
2,650	2,700	924	898	873	848	829	810	791	772	754	735	716	986	724
2,700	2,750	946	921	896	871	852	833	814	795	776	757	738	1,009	746
2,750	2,800	969	943	918	893	874	855	836	817	799	780	761	1,031	769
2,800	2,850	991	966	941	916	897	878	859	840	821	802	783	1,054	791
2,850	2,900	1,014	988	963	938	919	900	881	862	844	825	806	1,076	814
2,900	2,950	1,036	1,011	986	961	942	923	904	885	866	847	828	1,101	836
2,950	3,000	1,059	1,033	1,008	983	964	945	926	907	889	870	851	1,126	859
3,000	3,050	1,081	1,056	1,031	1,006	987	968	949	930	911	892	873	1,151	881

ハ 日 額 表 (三)

その日の 給與の金額		甲 第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 第三十八條第五号の規定による税額	丙 第三十八條第六号の規定による税額			
		扶 養 親 族 の 数														
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人		
以 上	未 満	税 額										額	額			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	
3,050	3,100	1,106	1,078	1,053	1,028	1,009	990	971	952	934	915			896	1,176	904
3,100	3,150	1,131	1,103	1,076	1,051	1,032	1,013	994	975	956	937			918	1,201	926
3,150	3,200	1,156	1,128	1,100	1,073	1,054	1,035	1,016	997	979	960			941	1,226	949
3,200	3,250	1,181	1,153	1,125	1,097	1,077	1,058	1,039	1,020	1,001	982			963	1,251	971
3,250	3,300	1,206	1,178	1,150	1,122	1,101	1,080	1,061	1,042	1,024	1,005			986	1,276	994
3,300	3,350	1,231	1,203	1,175	1,147	1,126	1,105	1,084	1,065	1,046	1,027			1,008	1,301	1,016
3,350	3,400	1,256	1,228	1,200	1,172	1,151	1,130	1,109	1,088	1,069	1,050			1,031	1,326	1,039
3,400	3,450	1,281	1,253	1,225	1,197	1,176	1,155	1,134	1,113	1,092	1,072			1,053	1,351	1,061
3,450	3,500	1,306	1,278	1,250	1,222	1,201	1,180	1,159	1,138	1,117	1,096			1,076	1,376	1,084
3,500円		1,331	1,303	1,275	1,247	1,226	1,205	1,184	1,163	1,142	1,121			1,100	1,401	1,106
3,500円をこえる金額		3,500円の場合の税額に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										1,401円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,106円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額			
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額												—	—			
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその日の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から12円を控除した金額												—	—			

(備考 税額の求め方)

- (1) まずその者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。

別表第三 退職所得に対する所得税の簡易税額表（第十五條第二項の規定による所得税額表又は第三十八條の二第一項の規定による所得税源泉徴収額表）

退職所得（一）

給與の金額		税 額	給與の金額		税 額	給與の金額		税 額	給與の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
151,000	152,000	0	210,000	212,000	6,000	340,000	344,000	19,750	560,000	564,000	51,750
152,000	153,000	100	212,000	214,000	6,200	344,000	348,000	20,250	564,000	568,000	52,450
153,000	154,000	200	214,000	216,000	6,400	348,000	352,000	20,750	568,000	572,000	53,150
154,000	155,000	300	216,000	218,000	6,600	352,000	356,000	21,250	572,000	576,000	53,850
		400	218,000	220,000	6,800	356,000	360,000	21,750	576,000	580,000	54,550
155,000	156,000	500	220,000	222,000	7,000	360,000	364,000	22,250	580,000	584,000	55,250
156,000	157,000	600	222,000	224,000	7,200	364,000	368,000	22,750	584,000	588,000	55,950
157,000	158,000	700	224,000	226,000	7,400	368,000	372,000	23,250	588,000	592,000	56,650
158,000	159,000	800	226,000	228,000	7,600	372,000	376,000	23,750	592,000	596,000	57,350
159,000	160,000	900	228,000	230,000	7,800	376,000	380,000	24,250	596,000	600,000	58,050
160,000	161,000	1,000	230,000	232,000	8,000	380,000	384,000	24,750	600,000	604,000	58,750
161,000	162,000	1,100	232,000	234,000	8,200	384,000	388,000	25,250	604,000	608,000	59,450
162,000	163,000	1,200	234,000	236,000	8,400	388,000	392,000	25,750	608,000	612,000	60,150
163,000	164,000	1,300	236,000	238,000	8,600	392,000	396,000	26,300	612,000	616,000	60,850
164,000	165,000	1,400	238,000	240,000	8,800	396,000	400,000	26,900	616,000	620,000	61,550
165,000	166,000	1,500	240,000	242,000	9,000	400,000	404,000	27,500	620,000	624,000	62,250
166,000	167,000	1,600	242,000	244,000	9,200	404,000	408,000	28,100	624,000	628,000	62,950
167,000	168,000	1,700	244,000	246,000	9,400	408,000	412,000	28,700	628,000	632,000	63,650
168,000	169,000	1,800	246,000	248,000	9,600	412,000	416,000	29,300	632,000	636,000	64,350
169,000	170,000	1,900	248,000	250,000	9,800	416,000	420,000	29,900	636,000	640,000	65,050
170,000	171,000	2,000	250,000	252,000	10,000	420,000	424,000	30,500	640,000	644,000	65,750
171,000	172,000	2,100	252,000	254,000	10,200	424,000	428,000	31,100	644,000	648,000	66,450
172,000	173,000	2,200	254,000	256,000	10,400	428,000	432,000	31,700	648,000	652,000	67,150
173,000	174,000	2,300	256,000	258,000	10,600	432,000	436,000	32,300	652,000	656,000	67,850
174,000	175,000	2,400	258,000	260,000	10,800	436,000	440,000	32,900	656,000	660,000	68,550
175,000	176,000	2,500	260,000	262,000	11,000	440,000	444,000	33,500	660,000	664,000	69,250
176,000	177,000	2,600	262,000	264,000	11,200	444,000	448,000	34,100	664,000	668,000	69,950
177,000	178,000	2,700	264,000	266,000	11,400	448,000	452,000	34,700	668,000	672,000	70,650
178,000	179,000	2,800	266,000	268,000	11,600	452,000	456,000	35,300	672,000	676,000	71,350
179,000	180,000	2,900	268,000	270,000	11,800	456,000	460,000	35,900	676,000	680,000	72,050
180,000	181,000	3,000	270,000	272,000	12,000	460,000	464,000	36,500	680,000	684,000	72,750
181,000	182,000	3,100	272,000	274,000	12,200	464,000	468,000	37,100	684,000	688,000	73,450
182,000	183,000	3,200	274,000	276,000	12,400	468,000	472,000	37,700	688,000	692,000	74,150
183,000	184,000	3,300	276,000	278,000	12,600	472,000	476,000	38,300	692,000	696,000	74,850
184,000	185,000	3,400	278,000	280,000	12,800	476,000	480,000	38,900	696,000	700,000	75,550
185,000	186,000	3,500	280,000	282,000	13,000	480,000	484,000	39,500	700,000	706,000	76,250
186,000	187,000	3,600	282,000	284,000	13,200	484,000	488,000	40,100	706,000	712,000	76,950
187,000	188,000	3,700	284,000	286,000	13,400	488,000	492,000	40,700	712,000	718,000	77,650
188,000	189,000	3,800	286,000	288,000	13,600	492,000	496,000	41,300	718,000	724,000	79,000
189,000	190,000	3,900	288,000	290,000	13,800	496,000	500,000	41,900	724,000	730,000	80,400
190,000	191,000	4,000	290,000	292,000	14,000	500,000	504,000	42,500	730,000	736,000	81,500
191,000	192,000	4,100	292,000	294,000	14,200	504,000	508,000	43,100	736,000	742,000	82,550
192,000	193,000	4,200	294,000	296,000	14,400	508,000	512,000	43,700	742,000	748,000	83,600
193,000	194,000	4,300	296,000	298,000	14,600	512,000	516,000	44,300	748,000	754,000	84,650
194,000	195,000	4,400	298,000	300,000	14,800	516,000	520,000	44,900	754,000	760,000	85,800
195,000	196,000	4,500	300,000	304,000	15,000	520,000	524,000	45,500	760,000	766,000	87,000
196,000	197,000	4,600	304,000	308,000	15,400	524,000	528,000	46,100	766,000	772,000	88,200
197,000	198,000	4,700	308,000	312,000	15,800	528,000	532,000	46,700	772,000	778,000	89,400
198,000	199,000	4,800	312,000	316,000	16,250	532,000	536,000	47,300	778,000	784,000	90,600
199,000	200,000	4,900	316,000	320,000	16,750	536,000	540,000	47,900	784,000	790,000	91,800
200,000	202,000	5,000	320,000	324,000	17,250	540,000	544,000	48,500	790,000	796,000	93,000
202,000	204,000	5,200	324,000	328,000	17,750	544,000	548,000	49,100	796,000	802,000	94,200
204,000	206,000	5,400	328,000	332,000	18,250	548,000	552,000	49,700	802,000	808,000	95,400
206,000	208,000	5,600	332,000	336,000	18,750	552,000	556,000	50,350	808,000	814,000	96,600
208,000	210,000	5,800	336,000	340,000	19,250	556,000	560,000	51,050	814,000	820,000	97,800

退職所得（二）

給與の金額		税 額	給與の金額		税 額	給與の金額		税 額	給與の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
820,000 ^円	826,000 ^円	99,000 ^円	910,000 ^円	916,000 ^円	117,000 ^円						
826,000	832,000	100,200	916,000	922,000	118,200						
832,000	838,000	101,400	922,000	928,000	119,400						
838,000	844,000	102,600	928,000	934,000	120,600						
844,000	850,000	103,800	934,000	940,000	121,800	1,000,000	1,150,000	給與の金額に20%を乗じて算出した金額から85,000円を控除した金額	2,150,000	4,150,000	給與の金額に20%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額
850,000	856,000	105,000	940,000	946,000	123,000						
856,000	862,000	106,200	946,000	952,000	124,200						
862,000	868,000	107,400	952,000	958,000	125,400						
868,000	874,000	108,600	958,000	964,000	126,600						
874,000	880,000	109,800	964,000	970,000	127,800	1,150,000	2,150,000	給與の金額に22.5%を乗じて算出した金額から83,750円を控除した金額	4,150,000円以上		給與の金額に27.5%を乗じて算出した金額から251,250円を控除した金額
880,000	886,000	111,000	970,000	976,000	129,000						
886,000	892,000	112,200	976,000	982,000	130,200						
892,000	898,000	113,400	982,000	988,000	131,400						
898,000	904,000	114,600	988,000	994,000	132,600						
904,000	910,000	115,800	994,000	1,000,000	133,800						

（備考 税額の求め方） 給與の金額に応ずる給與の金額欄に対応する税額欄に記載されている金額が、その給與の金額について徴収すべき税額である。

(二)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
123,530	124,710	11,000	7,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	11,200	7,200	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0
125,890	127,060	11,400	7,400	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0
127,060	128,240	11,600	7,600	3,600	0	0	0	0	0	0	0	0
128,240	129,420	11,800	7,800	3,800	0	0	0	0	0	0	0	0
129,420	130,590	12,000	8,000	4,000	0	0	0	0	0	0	0	0
130,590	131,770	12,200	8,200	4,200	200	0	0	0	0	0	0	0
131,770	132,950	12,400	8,400	4,400	400	0	0	0	0	0	0	0
132,950	134,120	12,600	8,600	4,600	600	0	0	0	0	0	0	0
134,120	135,300	12,800	8,800	4,800	800	0	0	0	0	0	0	0
135,300	136,480	13,000	9,000	5,000	1,000	0	0	0	0	0	0	0
136,480	137,650	13,200	9,200	5,200	1,200	0	0	0	0	0	0	0
137,650	138,830	13,400	9,400	5,400	1,400	0	0	0	0	0	0	0
138,830	140,000	13,600	9,600	5,600	1,600	0	0	0	0	0	0	0
140,000	141,180	13,800	9,800	5,800	1,800	0	0	0	0	0	0	0
141,180	142,360	14,000	10,000	6,000	2,000	0	0	0	0	0	0	0
142,360	143,530	14,200	10,200	6,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0
143,530	144,710	14,400	10,400	6,400	2,400	0	0	0	0	0	0	0
144,710	145,890	14,600	10,600	6,600	2,600	0	0	0	0	0	0	0
145,890	147,060	14,800	10,800	6,800	2,800	0	0	0	0	0	0	0
147,060	148,240	15,000	11,000	7,000	3,000	0	0	0	0	0	0	0
148,240	149,420	15,200	11,200	7,200	3,200	200	0	0	0	0	0	0
149,420	150,590	15,400	11,400	7,400	3,400	400	0	0	0	0	0	0
150,590	151,770	15,600	11,600	7,600	3,600	600	0	0	0	0	0	0
151,770	152,950	15,800	11,800	7,800	3,800	800	0	0	0	0	0	0
152,950	154,120	16,000	12,000	8,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
154,120	155,300	16,250	12,200	8,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
155,300	156,480	16,500	12,400	8,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
156,480	157,650	16,750	12,600	8,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
157,650	158,830	17,000	12,800	8,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
158,830	160,000	17,250	13,000	9,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
160,000	161,180	17,500	13,200	9,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
161,180	162,360	17,750	13,400	9,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
162,360	163,530	18,000	13,600	9,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
163,530	164,710	18,250	13,800	9,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
164,710	165,890	18,500	14,000	10,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
165,890	167,060	18,750	14,200	10,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
167,060	168,240	19,000	14,400	10,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
168,240	169,420	19,250	14,600	10,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
169,420	170,590	19,500	14,800	10,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
170,590	171,770	19,750	15,000	11,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
171,770	172,950	20,000	15,200	11,200	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
172,950	174,120	20,250	15,400	11,400	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
174,120	175,300	20,500	15,600	11,600	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
175,300	176,480	20,750	15,800	11,800	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
176,480	178,830	21,000	16,000	12,000	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
178,830	181,180	21,500	16,500	12,400	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
181,180	183,530	22,000	17,000	12,800	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
183,530	185,890	22,500	17,500	13,200	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
185,890	188,240	23,000	18,000	13,600	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
188,240	190,590	23,500	18,500	14,000	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0
190,590	192,950	24,000	19,000	14,400	10,400	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0
192,950	195,300	24,500	19,500	14,800	10,800	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0
195,300	197,650	25,000	20,000	15,200	11,200	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0
197,650	200,000	25,500	20,500	15,600	11,600	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0
200,000	202,000	26,000	21,000	16,000	12,000	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0
202,000	204,000	26,600	21,500	16,500	12,400	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0
204,000	206,000	27,200	22,000	17,000	12,800	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0
206,000	208,000	27,800	22,500	17,500	13,200	10,200	7,200	4,200	1,200	0	0	0
208,000	210,000	28,400	23,000	18,000	13,600	10,600	7,600	4,600	1,600	0	0	0

(三)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
210,000	212,000	29,000	23,500	18,500	14,000	11,000	8,000	5,000	2,000	0	0	0
212,000	214,000	29,600	24,000	19,000	14,400	11,400	8,400	5,400	2,400	0	0	0
214,000	216,000	30,200	24,500	19,500	14,800	11,800	8,800	5,800	2,800	0	0	0
216,000	218,000	30,800	25,000	20,000	15,200	12,200	9,200	6,200	3,200	200	0	0
218,000	220,000	31,400	25,500	20,500	15,600	12,600	9,600	6,600	3,600	600	0	0
220,000	222,000	32,000	26,000	21,000	16,000	13,000	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0
222,000	224,000	32,600	26,600	21,500	16,500	13,400	10,400	7,400	4,400	1,400	0	0
224,000	226,000	33,200	27,200	22,000	17,000	13,800	10,800	7,800	4,800	1,800	0	0
226,000	228,000	33,800	27,800	22,500	17,500	14,200	11,200	8,200	5,200	2,200	0	0
228,000	230,000	34,400	28,400	23,000	18,000	14,600	11,600	8,600	5,600	2,600	0	0
230,000	232,000	35,000	29,000	23,500	18,500	15,000	12,000	9,000	6,000	3,000	0	0
232,000	234,000	35,600	29,600	24,000	19,000	15,400	12,400	9,400	6,400	3,400	400	0
234,000	236,000	36,200	30,200	24,500	19,500	15,800	12,800	9,800	6,800	3,800	800	0
236,000	238,000	36,800	30,800	25,000	20,000	16,250	13,200	10,200	7,200	4,200	1,200	0
238,000	240,000	37,400	31,400	25,500	20,500	16,750	13,600	10,600	7,600	4,600	1,600	0
240,000	242,000	38,000	32,000	26,000	21,000	17,250	14,000	11,000	8,000	5,000	2,000	0
242,000	244,000	38,600	32,600	26,600	21,500	17,750	14,400	11,400	8,400	5,400	2,400	0
244,000	246,000	39,200	33,200	27,200	22,000	18,250	14,800	11,800	8,800	5,800	2,800	0
246,000	248,000	39,800	33,800	27,800	22,500	18,750	15,200	12,200	9,200	6,200	3,200	200
248,000	250,000	40,400	34,400	28,400	23,000	19,250	15,600	12,600	9,600	6,600	3,600	600
250,000	252,000	41,000	35,000	29,000	23,500	19,750	16,000	13,000	10,000	7,000	4,000	1,000
252,000	254,000	41,600	35,600	29,600	24,000	20,250	16,500	13,400	10,400	7,400	4,400	1,400
254,000	256,000	42,200	36,200	30,200	24,500	20,750	17,000	13,800	10,800	7,800	4,800	1,800
256,000	258,000	42,800	36,800	30,800	25,000	21,250	17,500	14,200	11,200	8,200	5,200	2,200
258,000	260,000	43,400	37,400	31,400	25,500	21,750	18,000	14,600	11,600	8,600	5,600	2,600
260,000	262,000	44,000	38,000	32,000	26,000	22,250	18,500	15,000	12,000	9,000	6,000	3,000
262,000	264,000	44,600	38,600	32,600	26,600	22,750	19,000	15,400	12,400	9,400	6,400	3,400
264,000	266,000	45,200	39,200	33,200	27,200	23,250	19,500	15,800	12,800	9,800	6,800	3,800
266,000	268,000	45,800	39,800	33,800	27,800	23,750	20,000	16,250	13,200	10,200	7,200	4,200
268,000	270,000	46,400	40,400	34,400	28,400	24,250	20,500	16,750	13,600	10,600	7,600	4,600
270,000	272,000	47,000	41,000	35,000	29,000	24,750	21,000	17,250	14,000	11,000	8,000	5,000
272,000	274,000	47,600	41,600	35,600	29,600	25,250	21,500	17,750	14,400	11,400	8,400	5,400
274,000	276,000	48,200	42,200	36,200	30,200	25,750	22,000	18,250	14,800	11,800	8,800	5,800
276,000	278,000	48,800	42,800	36,800	30,800	26,300	22,500	18,750	15,200	12,200	9,200	6,200
278,000	280,000	49,400	43,400	37,400	31,400	26,900	23,000	19,250	15,600	12,600	9,600	6,600
280,000	283,000	50,000	44,000	38,000	32,000	27,500	23,500	19,750	16,000	13,000	10,000	7,000
283,000	286,000	51,050	44,900	38,900	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750	13,600	10,600	7,600
286,000	289,000	52,100	45,800	39,800	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500	14,200	11,200	8,200
289,000	292,000	53,150	46,700	40,700	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250	14,800	11,800	8,800
292,000	295,000	54,200	47,600	41,600	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000	15,400	12,400	9,400
295,000	298,000	55,250	48,500	42,500	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750	16,000	13,000	10,000
298,000	301,000	56,300	49,400	43,400	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750	13,600	10,600
301,000	304,000	57,350	50,350	44,300	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500	14,200	11,200
304,000	307,000	58,400	51,400	45,200	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250	14,800	11,800
307,000	310,000	59,450	52,450	46,100	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000	15,400	12,400
310,000	313,000	60,500	53,500	47,000	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750	16,000	13,000
313,000	316,000	61,550	54,550	47,900	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750	13,600
316,000	319,000	62,600	55,600	48,800	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500	14,200
319,000	322,000	63,650	56,650	49,700	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250	14,800
322,000	325,000	64,700	57,700	50,700	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000	15,400
325,000	328,000	65,750	58,750	51,750	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750	16,000
328,000	331,000	66,800	59,800	52,800	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500	16,750
331,000	334,000	67,850	60,850	53,850	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250	17,500
334,000	337,000	68,900	61,900	54,900	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000	18,250
337,000	340,000	69,950	62,950	55,950	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750	19,000
340,000	343,000	71,000	64,000	57,000	50,000	45,000	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500	19,750
343,000	346,000	72,050	65,050	58,050	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250	20,500
346,000	349,000	73,100	66,100	59,100	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000	21,250
349,000	352,000	74,150	67,150	60,150	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750	22,000
352,000	355,000	75,200	68,200	61,200	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600	22,750

(四)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
355,000	358,000	76,250	69,250	62,250	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500	23,500
358,000	361,000	77,300	70,300	63,300	56,300	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400	24,250
361,000	364,000	78,350	71,350	64,350	57,350	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300	25,000
364,000	367,000	79,400	72,400	65,400	58,400	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200	25,750
367,000	370,000	80,450	73,450	66,450	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100	26,600
370,000	373,000	81,500	74,500	67,500	60,500	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000	27,500
373,000	376,000	82,550	75,550	68,550	61,550	56,300	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900	28,400
376,000	379,000	83,600	76,600	69,600	62,600	57,350	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800	29,300
379,000	382,000	84,650	77,650	70,650	63,650	58,400	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700	30,200
382,000	385,000	85,800	78,700	71,700	64,700	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600	31,100
385,000	388,000	87,000	79,750	72,750	65,750	60,500	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500	32,000
388,000	391,000	88,200	80,800	73,800	66,800	61,550	56,300	51,050	46,400	41,900	37,400	32,900
391,000	394,000	89,400	81,850	74,850	67,850	62,600	57,350	52,100	47,300	42,800	38,300	33,800
394,000	397,000	90,600	82,900	75,900	68,900	63,650	58,400	53,150	48,200	43,700	39,200	34,700
397,000	400,000	91,800	83,950	76,950	69,950	64,700	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100	35,600
400,000	404,000	93,000	85,000	78,000	71,000	65,750	60,500	55,250	50,000	45,500	41,000	36,500
404,000	408,000	94,600	86,600	79,400	72,400	67,150	61,900	56,650	51,400	46,700	42,200	37,700
408,000	412,000	96,200	88,200	80,800	73,800	68,550	63,300	58,050	52,800	47,900	43,400	38,900
412,000	416,000	97,800	89,800	82,200	75,200	69,950	64,700	59,450	54,200	49,100	44,600	40,100
416,000	420,000	99,400	91,400	83,600	76,600	71,350	66,100	60,850	55,600	50,350	45,800	41,300
420,000	424,000	101,000	93,000	85,000	78,000	72,750	67,500	62,250	57,000	51,750	47,000	42,500
424,000	428,000	102,600	94,600	86,600	79,400	74,150	68,900	63,650	58,400	53,150	48,200	43,700
428,000	432,000	104,200	96,200	88,200	80,800	75,550	70,300	65,050	59,800	54,550	49,400	44,900
432,000	436,000	105,800	97,800	89,800	82,200	76,950	71,700	66,450	61,200	55,950	50,700	46,100
436,000	440,000	107,400	99,400	91,400	83,600	78,350	73,100	67,850	62,600	57,350	52,100	47,300
440,000	444,000	109,000	101,000	93,000	85,000	79,750	74,500	69,250	64,000	58,750	53,500	48,500
444,000	448,000	110,600	102,600	94,600	86,600	81,150	75,900	70,650	65,400	60,150	54,900	49,700
448,000	452,000	112,200	104,200	96,200	88,200	82,550	77,300	72,050	66,800	61,550	56,300	51,050
452,000	456,000	113,800	105,800	97,800	89,800	83,950	78,700	73,450	68,200	62,950	57,700	52,450
456,000	460,000	115,400	107,400	99,400	91,400	85,400	80,100	74,850	69,600	64,350	59,100	53,850
460,000	464,000	117,000	109,000	101,000	93,000	87,000	81,500	76,250	71,000	65,750	60,500	55,250
464,000	468,000	118,600	110,600	102,600	94,600	88,600	82,900	77,650	72,400	67,150	61,900	56,650
468,000	472,000	120,200	112,200	104,200	96,200	90,200	84,300	79,050	73,800	68,550	63,300	58,050
472,000	476,000	121,800	113,800	105,800	97,800	91,800	85,800	80,450	75,200	69,950	64,700	59,450
476,000	480,000	123,400	115,400	107,400	99,400	93,400	87,400	81,850	76,600	71,350	66,100	60,850
480,000	484,000	125,000	117,000	109,000	101,000	95,000	89,000	83,250	78,000	72,750	67,500	62,250
484,000	488,000	126,600	118,600	110,600	102,600	96,600	90,600	84,650	79,400	74,150	68,900	63,650
488,000	492,000	128,200	120,200	112,200	104,200	98,200	92,200	86,200	80,800	75,550	70,300	65,050
492,000	496,000	129,800	121,800	113,800	105,800	99,800	93,800	87,800	82,200	76,950	71,700	66,450
496,000	500,000	131,400	123,400	115,400	107,400	101,400	95,400	89,400	83,600	78,350	73,100	67,850
500,000	504,000	133,000	125,000	117,000	109,000	103,000	97,000	91,000	85,000	79,750	74,500	69,250
504,000	508,000	134,600	126,600	118,600	110,600	104,600	98,600	92,600	86,600	81,150	75,900	70,650
508,000	512,000	136,200	128,200	120,200	112,200	106,200	100,200	94,200	88,200	82,550	77,300	72,050
512,000	516,000	137,800	129,800	121,800	113,800	107,800	101,800	95,800	89,800	83,950	78,700	73,450
516,000	520,000	139,400	131,400	123,400	115,400	109,400	103,400	97,400	91,400	85,400	80,100	74,850
520,000	524,000	141,000	133,000	125,000	117,000	111,000	105,000	99,000	93,000	87,000	81,500	76,250
524,000	528,000	142,600	134,600	126,600	118,600	112,600	106,600	100,600	94,600	88,600	82,900	77,650
528,000	532,000	144,200	136,200	128,200	120,200	114,200	108,200	102,200	96,200	90,200	84,300	79,050
532,000	536,000	145,800	137,800	129,800	121,800	115,800	109,800	103,800	97,800	91,800	85,800	80,450
536,000	540,000	147,400	139,400	131,400	123,400	117,400	111,400	105,400	99,400	93,400	87,400	81,850
540,000	544,000	149,000	141,000	133,000	125,000	119,000	113,000	107,000	101,000	95,000	89,000	83,250
544,000	548,000	150,600	142,600	134,600	126,600	120,600	114,600	108,600	102,600	96,600	90,600	84,650
548,000	552,000	152,200	144,200	136,200	128,200	122,200	116,200	110,200	104,200	98,200	92,200	86,200
552,000	556,000	153,800	145,800	137,800	129,800	123,800	117,800	111,800	105,800	99,800	93,800	87,800
556,000	560,000	155,400	147,400	139,400	131,400	125,400	119,400	113,400	107,400	101,400	95,400	89,400
560,000	565,000	157,000	149,000	141,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000	103,000	97,000	91,000
565,000	570,000	159,000	151,000	143,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000	105,000	99,000	93,000
570,000	575,000	161,000	153,000	145,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000	107,000	101,000	95,000
575,000	580,000	163,000	155,000	147,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000	103,000	97,000
580,000	585,000	165,000	157,000	149,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000	105,000	99,000

(五)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
585,000	590,000	167,250	159,000	151,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000	107,000	101,000
590,000	595,000	169,500	161,000	153,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000	103,000
595,000	600,000	171,750	163,000	155,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000	105,000
600,000	605,000	174,000	165,000	157,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000	107,000
605,000	610,000	176,250	167,250	159,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000	109,000
610,000	615,000	178,500	169,500	161,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000	111,000
615,000	620,000	180,750	171,750	163,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000	113,000
620,000	625,000	183,000	174,000	165,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000	115,000
625,000	630,000	185,250	176,250	167,250	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000	117,000
630,000	635,000	187,500	178,500	169,500	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000	119,000
635,000	640,000	189,750	180,750	171,750	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000	121,000
640,000	645,000	192,000	183,000	174,000	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000	123,000
645,000	650,000	194,250	185,250	176,250	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000	125,000
650,000	655,000	196,500	187,500	178,500	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000	127,000
655,000	660,000	198,750	189,750	180,750	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000	129,000
660,000	665,000	201,000	192,000	183,000	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000	131,000
665,000	670,000	203,250	194,250	185,250	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000	133,000
670,000	675,000	205,500	196,500	187,500	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000	135,000
675,000	680,000	207,750	198,750	189,750	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000	137,000
680,000	685,000	210,000	201,000	192,000	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000	139,000
685,000	690,000	212,250	203,250	194,250	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000	141,000
690,000	695,000	214,500	205,500	196,500	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000	143,000
695,000	700,000	216,750	207,750	198,750	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000	145,000
700,000	705,000	219,000	210,000	201,000	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000	147,000
705,000	710,000	221,250	212,250	203,250	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000	149,000
710,000	715,000	223,500	214,500	205,500	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000	151,000
715,000	720,000	225,750	216,750	207,750	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000	153,000
720,000	725,000	228,000	219,000	210,000	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000	155,000
725,000	730,000	230,250	221,250	212,250	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000	157,000
730,000	735,000	232,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
735,000	740,000	235,000	223,500	214,500	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000	159,000
740,000	745,000	237,500	225,750	216,750	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250	161,000
745,000	750,000	240,000	228,000	219,000	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500	163,000
750,000	755,000	242,500	230,250	221,250	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750	165,000
755,000	760,000	245,000	232,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—
760,000	765,000	247,500	235,000	223,500	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000	167,250
765,000	770,000	250,000	237,500	225,750	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250	169,500
770,000	775,000	252,500	240,000	228,000	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500	171,750
775,000	780,000	255,000	242,500	230,250	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750	174,000
780,000	785,000	257,500	245,000	232,500	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000	176,250
785,000	790,000	260,000	247,500	235,000	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250	178,500
790,000	795,000	262,500	250,000	237,500	228,000	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500	180,750
795,000	800,000	265,000	252,500	240,000	230,250	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750	183,000
800,000	805,000	267,500	255,000	242,500	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250
805,000	810,000	270,000	257,500	245,000	235,000	228,000	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500
810,000	815,000	272,500	260,000	247,500	237,500	230,250	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750
815,000	820,000	275,000	262,500	250,000	240,000	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000
820,000	825,000	277,500	265,000	242,500	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000	185,250
825,000	830,000	280,000	267,500	245,000	235,000	228,000	221,250	214,500	207,750	201,000	194,250	187,500
830,000	835,000	282,500	270,000	247,500	237,500	230,250	223,500	216,750	210,000	203,250	196,500	189,750
835,000	840,000	285,000	272,500	250,000	240,000	232,500	225,750	219,000	212,250	205,500	198,750	192,000

(六)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
835,000円 840,000円 845,000円 850,000円	840,000円 845,000円 850,000円 855,000円								225,750円 228,000円 230,250円 232,500円	219,000円 221,250円 223,500円 —	212,250円 214,500円 216,750円 —	205,500円 207,750円 210,000円 —
850,000円 855,000円 860,000円 865,000円	855,000円 860,000円 865,000円 870,000円								225,750円 228,000円 230,250円 232,500円	219,000円 221,250円 223,500円 —	212,250円 214,500円 216,750円 —	
865,000円 870,000円 875,000円 880,000円	870,000円 875,000円 880,000円 885,000円									225,750円 228,000円 230,250円 232,500円	219,000円 221,250円 223,600円 —	212,250円 221,250円 223,600円 —
880,000円 885,000円 890,000円 895,000円	885,000円 890,000円 895,000円 900,000円											225,750円 228,000円 230,250円 232,500円

上欄によつて税額が求められない場合

(イ)

その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が730,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定める金額

(ロ)

その年の保険料及び扶養控除後の給與の金額

730,000円超

1,080,000円以上

2,080,000円以上

1,080,000円未満

2,080,000円未満

給與の金額に $\frac{45}{100}$ を乗じて算出した金額から96,000円を控除した金額

給與の金額に $\frac{50}{100}$ を乗じて算出した金額から150,000円を控除した金額

給與の金額に $\frac{55}{100}$ を乗じて算出した金額から254,000円を控除した金額

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに、その年の保険料控除後の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から4,000円を控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (1) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円以下で、且つ、その扶養親族の数が10人以下である者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、この申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が4,000円をこえる場合には、4,000円)を控除し、その控除後の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人をこえる者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が4,000円をこえる場合には、4,000円)を控除し、その控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円をこえる場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一 所得税の簡易税額表に定められている金額(即ち(イ)の金額)(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (3) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が730,000円をこえる者については、その控除後の給與の金額に応じて、(ロ)の税額欄に掲げる金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から、4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この附則において、「新法」とは、この法律による改正後の所得税法の規定をいい、「旧法」とは、従前の所得税法の規定をいう。
- 3 新法第一條第二項第二号から第八号までの規定並びに新法第二條第二項及び第三項並びに第十七條の規定（新法第一條第二項第二号から第八号までの規定に係る部分に限る。）は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべき新法第一條第二項第二号から第八号までの各号に規定する所得（無記名債券の利子及び無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの。）について適用する。
- 4 新法第一條第四項中利益の配当及び剰余金の分配に関する部分の規定並びに当該規定に係る新法第二條第四項及び第十八條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべき利益の配当（無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの）及び剰余金の分配について適用する。
- 5 新法第一條第五項の規定並びに当該規定に係る新法第二條第四項及び第十八條第二項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべき新法第一條第五項各号に規定する所得（無記名債券の利子及び無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの）について適用する。
- 6 新法第十四條の二第二項の規定の適用については、昭和二十五年分及び昭和二十六年分の所得税について旧法第十四條の規定の適用を受けた場合（昭和二十五年分の所得税について同條の規定の適用を受けた場合においては、昭和二十六年分の所得税について旧法第十四條の二第二項又は第二項の規定の適用を受けた場合に限る。）においては、当該所得税について新法第十四條第一項の規定の適用を受けたものとみなし、当該年分の従前の例により計算した譲渡から生ずる所得、原稿及び作曲の報酬に因る所得並びに著作権の使用料に因る所得の金額の合計額を甲種変動所得の金額の合計額とみなし、当該年分の従前の例により計算した山林所得及び譲渡所得の金額の合計額を乙種変動所得の金額の合計額とみなし、且つ、その年分の従前の例により計算した総所得金額を新法の規定による総所得金額とみなして、新法第十四條の二第二項各号列記以外の部分に掲げる條件に該当するかどうかを判定するものとする。この場合において、甲種変動所得又は乙種変動所得とみなされたものがその條件に該当しないとき及び昭和二十五年又は昭和二十六年において退職所得があるときは、納税義務者の選択により、甲種変動所得若しくは乙種変動所得とみなされたもののいずれか若しくは甲種変動所得及び乙種変動所得とみなされたものの全部又は当該年分の従前の例による退職所得を、それぞれ、当該條件に該当する変動所得とみなして、新法第十四條の二第二項の規定の適用を受けることができるものとする。
- 7 新法第十八條第三項の規定の適用については、租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）第十八條第二項の規定により信託会社（信託財産に属する株式又は出資について受けた登録は、新法第十八條第三項の規定により受けたものとみなす。）
- 8 昭和二十七年分の総所得金額に對する所得税について新法第二十一條の二の規定を適用する場合においては、同條第二項中「納税義務者に前年分について第二十六條第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合（第九條の二第二項又は第三項の規定による純損失の金額又は第十一條の三の規定により控除を認められる損失の金額の控除をなさないで当該年の総所得金額を計算したならば、当該年において第二十六條第一項前段の規定により確定申告書を提出する義務があつた場合を含む。以下第四十四條において同じ。）とあるのは、納税義務者の昭和二十六年分の所得税法の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二十号）による改正前の所得税法（以下本條において旧法といふ。）第九條の規定により計算した総所得金額が五万円と第十一條の六の規定により控除を受ける金額との合計額をこえ、且つ、当該納税義務者が同年分の所得について第二十六條第二項の規定に該当しない場合」と、「前年分の総所得金額（前年において第九條の二第二項又は第三項の規定により損失の額を控除した場合においては、控除をなさないで計算した当該年分の総所得金額。以下本條において同じ。）とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定により計算した総所得金額」とし、同條第五項から第七項まで及び第十項中「前年分の総所得金額」とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定により計算した総所得金額」とし、同條第十二項中「山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」とあるのは、昭和二十六年分については、旧法第九條の規定による退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得の金額を含まず、昭和二十七年分については、山林所得、譲渡所得、一時所得若しくは雑所得」とし、同條第十三項中「前年分の総所得金額」とあるのは、昭和二十六年分の旧法第九條の規定により計算した総所得金額」とし、「山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」とあるのは、同條の規定による退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得又は雑所得」とする。
- 9 新法第二十九條第六項及び第三十四條の二の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべき同條に規定する所得について適用する。
- 10 昭和二十七年において純損失の金額がある場合における新法第三十六條の規定の適用については、従前の例により計算した昭和二十
- 六年分の課税総所得金額（昭和二十六年分の所得税について旧法第十四條又は第十四條の二第二項若しくは第二項の規定により所得税の税額を計算する場合においては、所得税法の臨時特例に関する法律（昭和二十六年法律第二百七十三号。以下「特例法」といふ。）第六條第二項又は第三項の規定により計算した調整所得金額又は第二次調整所得金額。以下本項において同じ。）に應ずる特例法別表第一の税額と当該課税総所得金額から当該純損失の全部又は一部を控除した金額に應ずる特例法別表第一の税額との差額（特例法により旧法第十三條から第十四條の二までの規定を適用して計算した昭和二十六年分の所得税額につき、特例法第七條から第十條までの規定及び同法第十一條の規定により読み替えられた旧法第十五條の二の規定並びに旧法第二十八條又は第三十三條第三項の規定により計算された税額をこえる場合には、当該税額）に相當する金額を新法第三十六條第一項の規定により還付の請求をなすことができる所得税額とし、当該課税総所得金額と同條第二項の規定により記載すべき課税総所得金額とする。
- 11 新法第三十六條第六項の規定は、昭和二十五年分以後の所得税額につき還付をなす場合について適用し、昭和二十四年分以前の所得税額につき還付をなす場合については、なお従前の例による。
- 12 新法第三十七條の規定は、法人から受ける利益の配当又は剰余金

の分配に因る配当所得については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべきもの（無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの）については適用する。昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべきもの（無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの）については適用する。昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべきもの（無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの）については適用する。

13 新法第三十八條の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る給與所得について適用し、同日以前の支給に係る給與所得については、なお従前の例による。

14 新法第三十八條の二の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る退職所得について適用し、同日以前の支給に係る退職所得については、なお従前の例による。この場合において、昭和二十七年四月一日から同年三月三十一日まで

15 新法第三十九條第四項の規定は、昭和二十七年四月一日以後の支給に係る退職所得を受ける場合について適用する。

16 新法第四十一條第一項及び第二項の規定は、旧法第十七條又は第十八條に規定する所得以外の所得については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべきもの（無

記名債券の利子及び無記名株式の配当については、同日以後に支拂を受けるもの）については適用する。

17 新法第四十二條第一項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべき報酬又は料金について適用し、同日以前に支拂を受けるべき報酬又は料金については、なお従前の例による。

18 新法第四十二條第二項の規定は、旧法第四十二條第二項に規定する者に対して支拂われる報酬及び料金以外の報酬及び料金並びに診療報酬については、昭和二十七年四月一日以後に支拂を受けるべきものについて適用する。

19 昭和二十七年分の所得税については、新法第四十四條第一項中「納税義務者が前年分について確定申告書を提出する義務があつた場合」とあるのは、「当該申告書につき第二十一條の二第八項又は第十項（第二十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用があつた場合」とする。

20 新法第四十九條第一項及び第二項の規定は、昭和二十七年四月一日以後に再調査の請求又は審査の請求をなす場合について適用し、同日以前に当該請求をなす場合については、なお従前の例により、同條第四項第二号の規定は、再調査の請求があつた日から三月を経過した日が昭和二十七年四月一日以後である場合について適用し、当該三月を経過した日が昭和二十七年四月一日前である場合について

は、なお従前の例による。

21 新法第六十九條の二第一項及び第二項の規定の適用については、昭和二十七年四月一日以後提出すべき特例法第十八條第二項の規定による申告書は、新法第三十九條第四項の規定により提出すべき申告書とみなす。

22 第三項から前項までに定めるものを除く外、新法の規定は、昭和二十七年分以後の所得税について適用し、昭和二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

23 この法律施行前昭和二十七年分の所得税につき旧法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき旧法第四十六條第五項において準用する同條第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律施行前旧法第四十六條第五項において準用する同條第一項から第三項までの規定又は同條第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に対し、更正の請求をすることが出来る。

24 新法第二十七條第七項及び第八項並びに新法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、新法第二十七條第六

項の規定による更正の請求とみなす。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律案
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の九中「及び過誤納を」と、第二十六條の五第一項の規定により還付を受けた金額及び過誤納に改める。第十條第二項に後段として次のように加える。

第二十六條の五第一項の規定により還付される所得税額については同様とする。

第二十六條の四第六項中「五箇月」を「三箇月」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第二十六條の五 法人が各事業年度において所得税法第十八條又は所得税法の臨時特例に関する法律第十九條第一項の規定により納付した所得税額のうち、第十條の規定により当該事業年度の所得に対する法人税額から控除することが出来るもので、法人税額から控除することができなかつたものがあるときは、当該事業年度の第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したものの提出と同時に政府に対し還付の請求をなす場合に限る、政府は、命令の定めるところにより、これを還付する。

前項の規定による所得税額の還付を請求しようとする法人は、

当該事業年度において納付した所得税額、第十條の規定により法人税額から控除を受けることが出来る所得税額及び当該事業年度の法人税額から控除することができなかつた所得税額その他命令で定める事項を記載した申請書を政府に提出しなければならない。

第一項の規定による金額（第四項の規定により加算すべき金額を含む。）の還付をなす場合において、未納の国税及び滞納処分費があるときは、当該金額をこれに充てる。

政府は、第一項の規定による金額の還付をなす場合においては、当該金額の還付の請求と同時に提出された申告書の提出期限（当該申告書が第二十三條の規定による申告書である場合には、その提出の日）の翌日から、当該金額の支出をなし又は前項の規定による充當をなす日までの期間に於て、当該金額百円について一日四銭の割合を乗じて計算した金額を当該還付又は充當すべき金額に加算する。

前項の規定は、同項の規定により加算すべき金額の計算の基礎となつた還付すべき金額が千円未満であるときは、これを適用しない。その加算すべき金額が千円未満の端数があるときは、これを切り捨てて同項の規定を適用する。

第四項の規定により加算すべき金額が千円未満であるときは、これを加算しない。その加算すべき金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、これを切り捨て

第三十五條第一項中「当該通知をなした税務署長を経由し、」を削り、同條第三項第二号を次のように改める。

二 再調査の請求があつた日から三箇月以内に前條第七項の規定による通知がなされなるときは、再調査の請求をなした法人が別段の申出をなした場合を除く外、当該期間を経過した日第三十九條中「百万円」を「二百万円」、「二百万円」を「四百万円」に改める。

第四十二條第二項中「計算した金額」の下に「(当該法人税額で第一号又は第二号に掲げるもののうちに第二十六條の第三項の規定により徴収を猶予された税額がある場合には、当該徴収を猶予された税額については、これらの号に掲げる期間のうちその徴収を猶予された期間に應じ、当該徴収を猶予された税額百円について一日二銭の割合を乗じて計算した金額)」を加える。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 改正後の法人税法第九條の九、第十條、第二十六條の四及び第四十二條の規定は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から、改正後の法人税法第二十六條の五の規定は、法人の当該事業年度分の法人税額から控除することができ、所得税額で控除することができなかつたものから適用し、法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 この法律施行前に、昭和二十七年一月一日以後終了した事業年度分の法人税について法人税法第十八條若しくは第二十一條の規定による申告書又は第二十三條の規定による申告書で第十八條若しくは第二十一條に規定する事項を記載したものを提出した法人で、同法第十條の規定により当該事業年度分の法人税額から控除することができ、所得税額で控除することができなかつたものについて、改正後の法人税法第二十六條の五第一項の規定により、新たにその還付を受けることができることとなつたものは、同項の規定にかかわらず、この法律施行後一月以内に、同項の規定による当該還付の請求をすることができる。

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第二号中「当該給與金」を「当該給與」に改め、同項第六号中「取得した者について、当該定期金に関する権利」の下に「(第二号に掲げる給與に該当するものを除く。)」を加える。

第十條第一項第二号中「鉱業権」を「鉱業権若しくは租鉱権又は採石権」に、「鉱区」を「鉱区又は採石場」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第六号中「意匠権」の下に「若しくはこれらのものの実施権」を加え、同号を同項第八号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第四号の次

に次の二号を加える。

五 貸付金債権については、その債務者(債務者が二以上ある場合においては、主たる債務者とし、主たる債務者がないときは、政令で定める一の債務者)の住所又は本店若しくは主たる事務所所在
六 株式又は法人に対する出資については、当該株式の発行法人又は当該出資のなされている法人の本店又は主たる事務所の所在

第十二條第一項第六号中「金銭」を「金銭、物品その他の財産上の利益」に改め、同項第七号を次のように改める。

「二十万円以下の金額」	
二十万円をこえる金額	百分の二十五
五十万円をこえる金額	百分の三十
百万円をこえる金額	百分の三十五
二百万円をこえる金額	百分の四十
三百万円をこえる金額	百分の四十五
四百万円をこえる金額	百分の五十
五百万円をこえる金額	百分の五十五
七百万円をこえる金額	百分の六十
千万円をこえる金額	百分の六十五
千五百万円をこえる金額	百分の七十
二千五百万円をこえる金額	百分の七十五
五千万円をこえる金額	百分の八十五
「二十万円以下の金額」	百分の九十

七 第三條第一項第一号に掲げる保険金でその合計額のうち二十万円までの金額に相当する部分八 被相続人の異なることに、第三條第一項第二号に掲げる給與で、その合計金額のうち二十万円に当該合計金額が当該被相続人の死亡に因り相続人その他の者の全員が取得する同号に掲げる給與の合計金額のうち占める割合を乗じて算出した金額までの金額に相当する部分
第十六條第一項中「一百万円」を「二百万円」に改める。
第十七條中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第三十七條第一項中「十月末日」を「八月末日」、「四月以内」を「六月以内」に改め、同條に次の一項を加える。

4 相続、遺贈又は贈與に因り財産を取得した者が年の中途においてこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる場合で、且つ、その者がその年一月一日からこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日までの間にこれらの事由に因り取得した財産の価額を基礎としてその年分の課税価格を計算した場合において相続税の納税義務がある者であるときは、その者が当該期間内にこれらの事由に因り取得した財産のすべてについて第一項の規定により申告書を提出している場合を除く外、第一項中「八月末日」とあるのは「十二月末日」と、「又は遺贈」とあるのは「遺贈又は贈與」と、「六月以内」とあるのは「六月を経過する日の前日又はその者がこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなる日のいずれか早い日まで」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第二十八條第一項中「同月末日」の下に「(その者がその年一月一日から二月末日までにこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有しないこととなる日)」を加え、同條第二項及び第三項中「十一月一日」を「九月一日」、「四月以内」を「六月以内」(当該期間内にこの法律の施行地に住所及び居所を有しないこととなるときは、当該住所及び居所を有し

ないこととなる日まで)に改め、同
條第四項中「四月以内」を「六月以内
(その者が当該期間内にこの法律の
施行地に住所及び居所を有しないこ
ととなるときは、当該住所及び居所
を有しないこととなる日まで)」に改
める。

第二十九條第一項中「四月以内」を
「六月以内(その者が当該期間内にこ
の法律の施行地に住所及び居所を有
しないこととなるときは、当該住所
及び居所を有しないこととなる日ま
で)」に改める。

第三十五條第五項第一号及び第三
号中「四月」を「六月」に改める。

第三十八條第一項中「五年」の下に
「(相続、遺贈又は贈與に因り取得し
た財産で当該相続税額又は遺贈税額
の計算の基礎となつた課税価格の基
礎となつたものの価額の合計額のうち
に不動産、立木その他政令で定め
る財産の価額の合計額が占める割合
が十分の五以上であるときは、十
年)」を加える。

第四十五條第一項中「当該通知を
した税務署長を經由し、」を削り、同
條第三項第二号を次のように改め
る。

二 再調査の請求があつた日から
三月以内に前條第七項の規定に
よる通知がなされないときは、
再調査の請求をした者が別段の
申出をした場合を除く外、当該
期間を経過した日

第五十一條第七項を同條第八項と
し、同條第八項を同條第九項とし、
同條第六項の次の一項を加え
る。

7

相続税について物納があつた場
合においては、当該物納に係る相
続税額又は追徴税額又は追徴税額
の第三十三條第一項から第三項ま
で又は第三十七條の規定による納
期限の翌日から第四十三條第二項
の規定により納付があつたものと
された日までの期間に對應する部
分の利子税額については、これを
納付することを要しない。
第五十二條第一項第一号中イ及び
ロを次のように改める。

イ 当該分納税額を基礎とし、

当該延納の許可を受けた相続
税額又は追徴税額の第三十三
條第一項から第三項まで又は
第三十七條の規定する納期限
(前條第二項第二号又は同條
第三項第二号の規定に該當す
るときは、当該各号に規定す
る日数の起算日)の翌日から
当該分納税額の納期限(当該
納期限前に納付があつた場合
においては、当該納付の日)
までの日数に應じ、当該税額百
円につき一日二銭の割合を乗
じて算出した金額(当該分納
税額の納期限後に納付があつ
た場合においては、当該納期
限の翌日から納付の日までの
日数に應じ、当該税額百円に
つき一日四銭の割合を乗じて
算出した金額を加算した金
額)に相當する利子税額

ロ 当該延納税額から当該分納
税額を控除した税額を基礎と
し、当該相続税額又は追徴税
額の第三十三條第一項から第
三項まで又は第三十七條に規
定する納期限の翌日から当該

定する納期限の翌日から当該
分納税額の納期限までの日数
に應じ、当該税額百円につき
一日二銭の割合を乗じて算出
した金額に相當する利子税額
ハ 前條第一項第一号若しくは
第三号の規定に該當する場合
又は第三十七條の規定による
追徴税額を徴収する場合にお
いては、当該延納税額を基礎
とし、第三十三條第一項に規
定する納期限(前條第二項第
二号又は同條第三項第二号の
規定に該當するときは、当該
各号に規定する日数の起算
日)の翌日から当該相続税額
又は追徴税額の第三十三條第
二項若しくは第三項又は第三
十七條の規定する納期限まで
の日数(前條第一項第一号、
同條第二項第一号又は同條第
三項第一号の規定に該當する
場合には、当該日数と同條第
一項第一号に掲げる日数との
合計日数)に應じ、当該税額
百円につき一日四銭の割合を
乗じて算出した金額に相當す
る利子税額

第五十二條第一項第二号中イ及び
ロを次のように改める。

イ その回の分納税額を基礎と
し、前回の分納税額の納期限
の翌日からその回の分納税額
の納期限(当該納期限前に納
付があつた場合においては、
当該納付の日)までの日数に
應じ、当該税額百円につき一
日二銭の割合を乗じて算出し
た金額(その回の分納税額の

納期限後に納付があつた場合
においては、当該納期限の翌
日から納付の日までの日数に
應じ、当該税額百円につき一
日四銭の割合を乗じて算出し
た金額を加算した金額)に相
當する税額

ロ 当該延納税額からその回ま
での分納税額の合計額を控除
した税額を基礎とし、前回の
分納税額の納期限の翌日から
その回の分納税額の納期限ま
での日数に應じ、当該税額百
円につき一日二銭の割合を乗
じて算出した金額に相當する
利子税額

第五十七條第一項中「十一月一日」
を「九月一日」に、「四月以内」を「六
月以内」に改める。

第六十五條第一項中「掲げる法人」
の下に「その他公益を目的とする事
業を行う法人」を、「場合において
は、」の下に「第六十六條第四項の規
定の適用がある場合を除く外、」を
加える。

第六十六條の見出し中「財団」を「財
団等」に改め、同條に次の一項を加
える。

4 前三項の規定は、法人税法第五
條第一項第一号又は第三号に掲げ
る法人その他公益を目的とする事
業を行う法人に対する財産の贈與
又は遺贈に因り当該贈與者又は遺
贈者の親族その他これらの者と第
六十四條第一項に規定する特別の
関係がある者の相続税の負担が不
当に減少する結果となると認めら
れる場合について準用する。この
場合において、第一項中「代表者

又は管理者の定のある人格のない
社團又は財団」とあるのは「法人」
と、「当該社團又は財団」とあるの
は「当該法人」と、第二項及び第三
項中「社團又は財団」とあるのは
「法人」と読み替へるものとする。
附則第三項中「十月末日」を「八
月末日」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月
一日から施行し、第三十八條第一
項、第四十五條第一項、第五十一
條及び第五十二條第一項の改正規
定以外の改正規定は、昭和二十七
年一月一日以後相続、遺贈又は贈
與に因り取得した財産に係る相続
税から、第五十二條第一項の改正
規定は、この法律施行の日以後分
納税額の納期限の到来する延納税
額に係る利子税額から適用する。

2 この法律施行前に延納の許可を
受けた相続税額又は追徴税額で、
当該相続税額又は追徴税額の計算
の基礎となつた課税価格の基礎と
なつた財産の価額の合計額のうち
に不動産、立木その他改正後の相
続税法第三十八條第一項に規定す
る政令で定める財産の価額の合計
額が占める割合が十分の五以上で
あるもののうち、この法律施行後
にその分納税額の納期限の到来す
るものについては、政令で定める
ところにより、税務署長は、当該相
続税額又は追徴税額の相続税法第
三十三條第一項に規定する納期限
の翌日から十年以内においてその
延納期間の延長又は延納条件の変
更をすることができる。

3 昭和二十六年十二月三十一日以前に相続、遺贈又は贈與に因り取得した財産に係る相続税については、前二項に特に定める場合を除く外、なお従前の例による。

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法の一部を改正する法律案

砂糖消費税法（明治三十四年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一号中「千円」を「千七百円」に、「千五百円」を「二千五百円」に改め、同條第三号中「八百円」を「千三百円」に改める。

第四條ノ二に次の一項を加える。
國稅徵收法第七條ノ四第四項ノ規定ハ第三條ノ消費税ニ付前條但書ノ規定ニ依リ提供シタル担保物ニ付之ヲ准用ス

第六條中「第五條、」の下に「第七條、」を加え、「引取ルコトヲ得ズ」を「引取り又は引渡スコトヲ得ズ」に改める。

第七條第一項を削り、同條第二項中「製造場外ニ移出シ」を「製造場」に改め、「引取リタル場合ニ於テハ」の下に「（第四條本文ノ規定ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ）を加え、「移出先又ハ」を削り、同條第三項中「移出シタル」を「引取リタル」に改め、「移出先又ハ」を削る。

第十二條第二項に次の但書を加える。
但シ政府ノ承認ヲ受ケ消費税ヲ課セラレタル砂糖原料トシテ糖水

ノミヲ製造シタル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ
第十二條ノ四及び第十三條を次のように改める。

第十三條 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス
一 政府ニ申告セズシテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ製造シタル者
二 第五條ノ二第一項ノ規定ニ違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ消費シ又ハ消費ノ目的ヲ以テ譲渡シタル者

第六條ノ規定ニ違反シテ砂糖、糖蜜又ハ糖水ヲ引取り又ハ引渡シタル者
四 前各号ノ外詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ消費税ヲ滯脱シ又ハ滯脱セムトシタル者

前項ノ犯罪ニ係ル砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ對スル消費税相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ當該消費税相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得

第一項ノ砂糖、糖蜜又ハ糖水ニ付テハ直ニ其ノ消費税ヲ徵收ス
第十四條中「其ノ金額ノ五倍ニ相當スル罰金ニ処ス」を「五年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ犯罪ニ係ル交付金相当額ノ十倍ガ五十万円ヲ超ユルトキハ情状ニ因リ同項ノ罰金ハ五十万円ヲ超エ當該交付金相当額ノ十倍以下ト為スコトヲ得
第十四條ノ二を削る。

昭和二十七年二月二十七日印刷

第十六條中「第十二條ノ四乃至」を「第十三條及」に改める。
第十七條中「第十二條ノ四」を「第十三條」に改める。

附 則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律施行前に課した又は課すべきであつた砂糖消費税については、なお従前の例による。

3 この法律施行の際、製造場又は保税地域以外の場所、同一人が各種類を通じて合計千五百斤以上の砂糖（第一種の砂糖を除く。以下同じ。）又は糖水（含有糖分の重量が、全重量の百分の十をこえないものを除く。以下同じ。）を所持する場合においては、その者が、この法律施行の日に、これを製造場から引き取つたものとみなして、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費税法第三條の税率により算出した金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額として、その税額が三万円以下のときは、昭和二十七年四月三十日限り、三万円をこえるときは、左の区分によりその税額を各月に等分して、その月末日限り徴収する。

税額三万円をこえるとき
昭和二十七年四月及び五月
税額十万円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額三十万円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額五十万円をこえるとき
同年四月から八月まで

4 前項の砂糖又は糖水を所持する者は、その所持する砂糖又は糖水の種類、数量及び貯蔵の場所をこの法律施行後一月以内に貯蔵場所の所轄税務署に申告しなければならない。

5 改正前の砂糖消費税法第三條の税率により消費税を課せられた砂糖又は糖水で、製造場にもどし入れられ、又は移入されたものを、この法律施行後その製造場から引き取る場合においては、砂糖消費税法第十二條第一項の規定にかかわらず、消費税を課する。この場合においては、改正後の砂糖消費税法第三條の税率により算出した金額と改正前の同條の税率により算出した金額との差額をその税額とする。

6 この法律施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。